

平成26年度

定期監査結果報告書
(年間総括)

(一般会計及び特別会計)
(公営企業会計)

平成27年8月

北海道監査委員

平成26年度 定期監査結果報告書（年間総括）

目 次

| | | |
|----|-------------------------------|----|
| 第1 | 監査結果報告について | 1 |
| 第2 | 監査の概要 | |
| 1 | 監査対象部局及び実施期間 | 1 |
| 2 | 監査の主眼 | 1 |
| 3 | 監査の実施方法 | 1 |
| 4 | 監査結果の区分 | 2 |
| 5 | 随時監査の結果 | 2 |
| 第3 | 一般会計及び特別会計に係る定期監査結果 | |
| 1 | 指摘事項等の件数 | 3 |
| 2 | 不適切な会計処理等を行っていたもの | 4 |
| 3 | 収入確保の視点から是正又は改善を求めたもの | 6 |
| 4 | 経済性、効率性及び有効性の視点から是正又は改善を求めたもの | 8 |
| 5 | 合規性の視点から是正又は改善を求めたもの | 9 |
| 6 | 公用車による交通事故等が発生しているもの | 11 |
| 7 | 公有財産の損傷等が発生しているもの | 12 |
| 8 | その他是正又は改善を求めたもの | 13 |
| 第4 | 公営企業会計に係る定期監査結果 | |
| 1 | 指摘事項等の件数 | 14 |
| 2 | 不適切な会計処理を行っていたもの | 14 |
| 3 | 経営に係る事業の管理については是正又は改善を求めたもの | 15 |
| 4 | 合規性の視点から是正又は改善を求めたもの | 15 |
| 5 | 公用車による交通事故等が発生しているもの | 15 |
| | (別記1) 指摘事項等に係る部局別の件数 | 16 |
| | (別記2) 項目別監査結果一覧 | 19 |

第1 監査結果報告について

監査結果報告は、地方自治法の規定に基づき実施した監査の結果について、これを議会、知事等に提出し、公表しているものであり、監査対象部局における早期の改善措置を促すため、年3回に分けて行っている。

年間総括である本報告書は、これまで報告した監査結果を総括して、指摘事項等の件数の経年的な推移、部局毎の件数など年間の状況を掲載するとともに、監査結果について、その内容等に基づき項目別に区分するなど、平成26年度の監査結果を取りまとめたものである。

第2 監査の概要

1 監査対象部局及び実施期間

監査は、道の全422部局を対象とし、一般会計及び特別会計にあつては平成26年11月から平成27年7月までの間に、公営企業会計にあつては平成26年12月から平成27年7月までの間にそれぞれ実施した。

2 監査の主眼

監査は、平成26年度に係る財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、経済性、効率性及び有効性並びに合規性の視点から、次の事項に重点を置いて実施した。

(1) 共通事項

- ア 債権の管理等について
- イ 入札・契約事務の執行について
- ウ 業務委託の執行について
- エ 物品の調達と管理について
- オ 補助金の執行について
- カ 財産の管理について
- キ 工事（技術）の執行について

(2) 公営企業会計

- ア 病院事業の経営の改善について
- イ 電気事業の安定したサービスの提供について
- ウ 工業用水道事業の経営の健全化について

3 監査の実施方法

- (1) 全422部局のうち、215部局については実地監査を実施し、207部局については書面監査を実施した。

(単位：部局)

| 会 計 | 監査対象部局名 | 本 庁 | 出 先 機 関 等 | 計 | 監 査 | |
|----------------|---|-----|--------------|-----|------|------|
| | | | | | 実地監査 | 書面監査 |
| 一般会計及び 特別会計 | 知 事 部 局 | 9 | 44 | 53 | 48 | 5 |
| | 各種委員会等事務局 | 5 | | 5 | 5 | |
| | 教 育 庁 | 1 | 280 | 281 | 122 | 159 |
| | 警 察 本 部 | 1 | 74 | 75 | 32 | 43 |
| | 計 | 16 | 398 | 414 | 207 | 207 |
| 公営企業会計 | 知 事 部 局 (病 院 事 業 会 計) | 1 | 6 | 7 | 7 | |
| | 企 業 局 〔 電 気 事 業 会 計 及 び 工業用水道事業会計 〕 | 1 | | 1 | 1 | |
| | 計 | 2 | 6 | 8 | 8 | |
| 合 計 | | 18 | 404 | 422 | 215 | 207 |

- (2) 実地監査については、部局から監査資料の提出を求めるとともに、部局に赴いて、抽出の方法により事務事業を選定し、決定書、支出（支払）証拠書類その他関係書類の審査、関係職員に対する事情聴取を行い、さらに必要に応じて関係人調査などを行い内容を確認した。
- また、牽制効果を高めるために、当初書面監査の対象として通知した部局のうち、6部局について実地監査に変更して実施した。
- なお、実地監査9部局の28出先機関等については、定期監査実施前に予備監査を実施した。
- (3) 書面監査については、部局から監査資料、支出（支払）証拠書類等の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により実施した。

4 監査結果の区分

監査の結果については、是正又は改善を求めることとした事項を、次により指摘事項、指導事項及び検討事項に区分した。

《指摘事項》

- (1) 法令、条例、規則又は通達に違反しているもの
- (2) 収入確保に適切な措置を要するもの
- (3) 予算を目的外に支出しているもの
- (4) 予定価格の積算に誤りがあるもの
- (5) 経済性、効率性及び有効性の視点から改善を要するもの
- (6) 経営の健全化を図る必要があるもの又は事業の管理運営に改善を要するもの
- (7) 火災事故等が発生しているもの

《指導事項》

指摘事項に該当するもののうち軽易と認められるもの

《検討事項》

改善を求める事項の発生が制度に起因していると認められるものなどで、その改善について検討を要するもの

5 随時監査の結果

本報告書は、平成26年度定期監査結果について掲載しているものであるが、定期監査結果のほか、必要があるとして行った随時監査の結果も併せて掲載し、件数等に随時監査の結果も含めている。

なお、随時監査結果については、区別できるようその都度、随時監査結果である旨を記載した。

第3 一般会計及び特別会計に係る定期監査結果

1 指摘事項等の件数

(1) 件数の推移

平成24年度から平成26年度までの予算等の各項目ごとに区分した、指摘事項、指導事項及び検討事項の件数の推移は、次のとおりである。

(単位：件)

| 区 分 | 指摘事項 | | | 指導事項 | | | 検討事項 | | | 計 | | |
|---------|------|-----|-----|------|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| | H24 | H25 | H26 | H24 | H25 | H26 | H24 | H25 | H26 | H24 | H25 | H26 |
| 予 算 | 1 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | | | | 2 | 3 | 3 |
| 収 入 | 12 | 13 | 10 | 13 | 19 | 11 | | | | 25 | 32 | 21 |
| 支 出 | 32 | 23 | 28 | 45 | 49 | 48 | 5 | 5 | 1 | 82 | 77 | 77 |
| 契 約 | 29 | 16 | 17 | 40 | 31 | 26 | 6 | 5 | | 75 | 52 | 43 |
| 財 産 | 9 | 23 | 11 | 20 | 13 | 27 | 4 | 1 | | 33 | 37 | 38 |
| 工事(技術) | 6 | 2 | | 39 | 26 | 22 | 1 | | 2 | 46 | 28 | 24 |
| 経 営 管 理 | 1 | 1 | 1 | | | | | | | 1 | 1 | 1 |
| そ の 他 | 16 | 14 | 11 | 20 | 30 | 24 | 1 | 1 | | 37 | 45 | 35 |
| 計 | 106 | 94 | 80 | 178 | 169 | 159 | 17 | 12 | 3 | 301 | 275 | 242 |

注 平成26年度の指摘事項のうち、支出の件数には、随時監査結果の1件を含む。

(2) 指摘事項等に係る部局別の件数（平成26年度実績）

(単位：件)

| 部 局 名 | 指摘事項 | 指導事項 | 検討事項 | 計 |
|-------------------|------|------|------|-----|
| 知 事 部 局 | 49 | 121 | 1 | 171 |
| 各 種 委 員 会 等 事 務 局 | | 4 | | 4 |
| 教 育 庁 | 17 | 25 | 1 | 43 |
| 警 察 本 部 | 14 | 9 | 1 | 24 |
| 計 | 80 | 159 | 3 | 242 |

注 知事部局の指摘事項の件数には、随時監査結果の1件を含む。

(3) 指摘事項等に係る項目別の件数（平成26年度実績）

次頁以降に掲載する各項目別の指摘事項等の件数は、次のとおりである。

(単位：件)

| 項 目 別 区 分 | 指摘事項 | 指導事項 | 検討事項 | 計 |
|-----------------------|------|------|------|-----|
| 不 適 切 な 会 計 処 理 等 | 11 | | | 11 |
| 収 入 確 保 | 7 | 1 | | 8 |
| 経 済 性、効 率 性 及 び 有 効 性 | 1 | 16 | 1 | 18 |
| 合 規 性 | 41 | 117 | | 158 |
| 交 通 事 故 等 | 6 | 21 | | 27 |
| 公 有 財 産 の 損 傷 等 | 13 | 4 | | 17 |
| そ の 他 是 正 等 | 1 | | 2 | 3 |
| 計 | 80 | 159 | 3 | 242 |

注 不適切な会計処理等の指摘事項の件数には、随時監査結果の1件を含む。

2 不適切な会計処理等を行っていたもの

「監査の主眼」に基づき監査を実施した結果、次の事項に該当する事案については、不適切な会計処理等を行ったものとして、特に問題がある。

- ・職員が故意又は重大な過失により法令等の規定に違反して行った又は怠ったもの
- ・予算の執行や財務に関して不適切な事務処理を繰り返し行っているもの

職員が業務を執行するに当たっては、公務員としての使命と責任を自覚し、服務規律の確保や法令遵守について常に意識を持ち、道民との信頼関係のもとに実施しなければならない。

平成20年度以降の定期監査結果報告書において、「不適切な会計処理を行っていたもの」として掲載し、是正及び改善を求めてきたものについて、平成26年度においても私費払いや支出負担行為に係る決定書を作成していないなど、同様の事案が発生している。

職員は業務における法令等の遵守についての意識を強く持つこと、また、管理監督の立場にある職員は、職責の重要性を自覚し適切な指導監督を行うとともに、職場全体で、これらの事案の再発防止のため本報告書を活用し、チェック機能が働く仕組みや職員の意識改革を促す取組をさらに行い、人材育成に努めることを強く求めるものである。

監査結果は、次のとおりである。

(1) 知事部局

ア 総務部

物品購入、役務の提供等に係る代金について、平成23年度から平成25年度までの期間に、契約の相手方から提出された請求書によらず職員が作成した請求書などにより支出しているものが、52件、587万6,368円、私費により支払っているものが、4件、2万615円、計56件、589万6,983円の不適切な事務処理があった。

この不適切な事務処理は、平成25年度定期監査においても、62件、447万2,642円判明しており、既に部局に対し是正、改善を求めたものであるが、本件は、それ以外に判明したもので、不適切な事務処理の合計は、118件、1,036万9,625円である。
(随時監査、第1回報告書)

イ 保健福祉部

精神障害者保健福祉手帳の交付申請に係る事務処理について、診断書記載内容の疑義照会に係る事務処理を怠ったため、手帳の交付が大幅に遅延し、この期間において受けることができなかつた福祉施策に応じた当該申請者の損害に対し、賠償金として、9件、3万8,518円の支出があった。
(第3回報告書)

ウ オホーツク総合振興局

漁港使用料において、使用中止に伴う使用料の還付請求があつたにもかかわらず、事務手続きを怠り、決定書を作成せず私費で支払っているものが、1件、2万400円、支払いが遅延しているものが、1件、3万2,228円あつた。

さらに、それらについては、還付請求書等を紛失していた。
(第1回報告書)

エ 上川総合振興局

物品購入の契約を行う場合は、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為を行わなければならないが、これを行わずに契約し、私費で支払っているものが、1件、2,000円あつた。
(第2回報告書)

(2) 教育庁

ア 根室教育局

報償費の執行において、会議等の出席委員に対する謝金等の支出手続きを失念し、平成25年度予算で支出すべきところを平成26年度予算で支出しているものが、6件、6万円あった。

また、委員から提出された委員就任の承諾・承認書や口座振替申出書の提出年月日欄に、実際に提出された日と異なる提出年月日を記載した上、收受印についても事実と異なる日付を押印していたほか、委員に対する旅費について、旅費請求書の請求月日欄に、事実と異なる請求月日を記載するなど不適切な事務処理を行っていた。

さらに、教育庁担当課からの決算関係に係る照会に対し、謝金等の支出手続きが未了であったにもかかわらず、虚偽の書類を作成して提出し、支出手続きが完了している旨の報告をしていた。(第1回報告書)

イ 拓北養護学校

就学奨励費の取扱いにおいて、過払いとなった金額を返納させる場合は、戻入命令書により戻入を決定し、返納人に通知の上、支出した経費に戻入しなければならないが、平成24年度において、これらの手続を経ずに、回収した過払金を長期間放置しているものが、1件、4万1,470円あった。(第3回報告書)

ウ 道立学校

物品購入、少額工事等の契約を行う場合は、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為を行わなければならないが、平成22年度から平成26年度までの期間において、これを行わずに契約し、私費で支払っているものが、18件、72万7,860円、決定書の作成は行っているものの、私費で支払っているものが、9件、6万1,470円、また、旅費の支給において、私費で支払っているものが、1件、8万3,600円、4部局で計28件、87万2,930円の不適切な事務処理があった。

(単位：件、円)

| 部 局 名 | 私費払い | | 会計年度 |
|-----------------|------|---------|------------------|
| | 事項数 | 金額 | |
| 帯 広 農 業 高 等 学 校 | 13 | 510,090 | 平成22年度 及び23年度 |
| 拓 北 養 護 学 校 | 3 | 210,000 | 平成24年度 及び25年度 |
| 鵠 川 高 等 学 校 | 11 | 150,320 | 平成24年度 及び25年度 |
| 中 標 津 高 等 学 校 | 1 | 2,520 | 平成26年度 |
| 合 計 | 28 | 872,930 | |

(第1回及び第3回報告書)

(3) 警察本部

興部警察署

会議等への出席に伴う旅行において、公共交通機関を利用する旅行命令であるにもかかわらず、私事旅行中の職員が運転する私有車両に同乗して旅行し、旅費を不正に受給しているものが、1件、1万4,980円あった。(第2回報告書)

3 収入確保の視点から是正又は改善を求めたもの

道税収入及び税外諸収入において、収入未済額が多額となっていることから、その解消のため、適切な措置を要する。

道税や放置違反金等の一部の税外諸収入においては、収入未済額解消に向けた各種の積極的な取組を行った結果、収入未済額が減少しているものがあり、引き続き効果のある取組を求める。

一方、母子福祉資金貸付金等の税外諸収入の中には、収入未済額解消への取組が十分とはいえ、平成26年度末の収入未済額が前年度末より増加しているものもあることから、これらの税外諸収入の収入未済額解消については、各部局において滞納の実態に応じた効果的な対策を講じるとともに、本庁関係部の強力な取組を求めるものである。

主な監査結果は、次のとおりである。

(1) 収入未済額は減少しているものの引き続き是正又は改善が必要なもの

〔道税収入〕

道税収入においては、「道税確保特別対策本部」を設置し収入確保に取り組んでおり、特に個人道民税、自動車税を重点税目とし、個人道民税については、道と市町村による共同催告の実施や共同訪問徴収、市町村から嘱託を受けた徴収金の滞納処分などの実施、自動車税については、幹部職員による企業訪問、コンビニ納税、預貯金・給与・動産等の差押えの実施など徴収対策の強化に努め、さらには、インターネット公売の活用や市町村との合同公売会を開催するなどしたこともあり、道税全体の収入未済額は減少したところであるが、依然として、その額は多額となっている状況にある。

道税は、自主財源の根幹であり、税収確保はもとより、公平な税負担を求めることは極めて重要であることから、これまで以上に、自主納税の促進と滞納の実態に応じた、適切かつ効果的な徴収対策を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。

(総務部：第3回報告書)

(単位：千円、%)

| 年度 | 調定額 | 収入済額 | 不納欠損額 | 収入未済額 | 収納率 |
|-----|-------------|-------------|-----------|------------|------|
| H26 | 547,891,120 | 531,446,500 | 1,602,416 | 14,842,204 | 97.0 |
| H25 | 534,978,421 | 515,747,437 | 1,851,005 | 17,379,979 | 96.4 |

〔放置違反金収入^注(税外諸収入)〕

放置違反金の収入未済については、電話、戸別訪問などによる催告のほか、預貯金や給与の差押えなどの滞納処分を積極的に実施するとともに、担当職員の休日出勤による催告の実施など徴収体制の強化に取り組んでおり、収入未済額は減少したところであるが、依然としてその額は多額となっているので、今後とも、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。

(警察本部：第3回報告書)

(単位：千円、%)

| 年度 | 調定額 | 収入済額 | 不納欠損額 | 収入未済額 | 収納率 |
|-----|---------|---------|--------|---------|------|
| H26 | 613,639 | 364,421 | 22,964 | 226,254 | 59.4 |
| H25 | 839,775 | 527,638 | 30,902 | 281,235 | 62.8 |

注 放置違反金収入とは、平成18年6月1日から導入された放置車両の使用者に対して課すこととされている違反金に係る収入のこと。

(2) 収入未済額解消の取組が十分でないもの

【母子福祉資金貸付金収入等（税外諸収入）】

母子・寡婦・遺児・看護職員等に対する貸付金の返済に係る収入及び児童保護措置費徴収金などについては、依然として収入未済額が多額となっており、特に一部の収入金においては督促が遅延しているものや文書や電話等による催告を行っていないもの、催告等の処理経過を整理するための滞納整理票を作成していないものなど滞納整理事務が十分に行われているとは認められないことから、滞納の実態に応じた適切な措置を講じるなど、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。（保健福祉部：第3回報告書）

・母子福祉資金貸付金収入

（単位：千円、％）

| 年度 | 調定額 | 収入済額 | 不納欠損額 | 収入未済額 | 収納率 |
|-----|-----------|---------|--------|-----------|------|
| H26 | 2,982,845 | 873,398 | 31,308 | 2,078,139 | 29.3 |
| H25 | 2,911,918 | 830,444 | 43,656 | 2,037,818 | 28.5 |

・寡婦福祉資金貸付金収入

（単位：千円、％）

| 年度 | 調定額 | 収入済額 | 不納欠損額 | 収入未済額 | 収納率 |
|-----|---------|--------|-------|--------|------|
| H26 | 127,175 | 46,078 | 180 | 80,917 | 36.2 |
| H25 | 124,787 | 45,222 | 1,980 | 77,585 | 36.2 |

【平成26年度 税外諸収入の合計】

税外諸収入のうち、収入未済額が1,000万円以上のものについて集計した。

（単位：千円、％）

| 区 分 | 調定額 | 収入済額 | 不納欠損額 | 収入未済額 | 収 納 率 | | |
|-------------------|------------|------------|---------|------------|-------|------|-------|
| | | | | | H26 | H25 | 前年比 |
| 母子福祉資金貸付金収入等 | 4,373,924 | 1,404,358 | 188,602 | 2,780,964 | 32.1 | 30.9 | 1.2 |
| 中小企業高度化資金貸付金収入等 | 10,702,484 | 1,382,363 | 108,799 | 9,211,322 | 12.9 | 10.4 | 2.5 |
| 林業・木材産業改善資金貸付金収入等 | 456,678 | 136,258 | 17,933 | 302,487 | 29.8 | 33.2 | ▲ 3.4 |
| 道営住宅使用料収入等 | 6,724,251 | 5,760,150 | 34,800 | 929,301 | 85.7 | 85.3 | 0.4 |
| 公立高等学校奨学資金貸付金収入等 | 3,742,781 | 3,580,104 | 270 | 162,407 | 95.7 | 25.6 | 70.1 |
| 放置違反金収入 | 613,639 | 364,421 | 22,964 | 226,254 | 59.4 | 62.8 | ▲ 3.4 |
| 農業改良資金貸付金収入等 | 355,271 | 296,208 | 0 | 59,063 | 83.4 | 85.7 | ▲ 2.3 |
| 平成26年度 税外諸収入合計 | 26,969,028 | 12,923,862 | 373,368 | 13,671,798 | 47.9 | 39.8 | 8.1 |
| 平成25年度 税外諸収入合計 | 23,474,439 | 9,349,718 | 203,500 | 13,921,221 | / | | |

4 経済性、効率性及び有効性の視点から是正又は改善を求めたもの

地方公共団体においては、近年、行財政改革による効率的な行財政の執行が求められており、事務処理に当たっては、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないことから、次の事項に該当する事案については、経済性、効率性及び有効性の視点から是正又は改善を求めた。

- ・事務事業の実施において、経費節減が可能なもの〔経済性〕
- ・実施した事務事業において、コストに見合う成果（最少のコストで最大の効果）が上がっていないもの〔効率性〕
- ・実施した事務事業において、成果が上がっていないもの〔有効性〕

道では、厳しい財政状況を踏まえた行財政改革の推進により、施策の見直しや、徹底した歳入・歳出全般にわたる見直しを行っており、事務事業の実施に当たっては、常に安易な前例踏襲を見直し、十分なコスト意識のもとに、効率的で効果的な事務事業の執行に努めることが重要である。

主な監査結果は、次のとおりである。

(1) 支出に係る事項

ア 需用費の執行において、契約事務等で使用する設計書ファイルの印刷は、在庫管理を適切に行い、一定期間分を取りまとめるなど、計画的に発注することにより、より安価な価格で契約することが可能であったが、特段の理由もなく分割して発注したことから、不経済な支出となっているものが、1件、10万2,600円相当であった。（留萌振興局：第2回報告書）

イ 印刷物の製造契約において、道立高等学校入学者選抜に係る入学願書等用紙については、各学校で印刷を外部発注しているが、印刷物仕様書は、全日制課程での学力検査の期日、教科及び時間等の記載が全道統一の設定であることなどにより、各学校で同様の仕様書が多数見受けられる状況にある。
このため、仕様書の統一が可能な学校については、契約事務の負担軽減と経済性を考慮して教育庁で一括発注するなど、印刷物の発注方法について検討する必要がある。（教育庁に対する検討事項：第3回報告書）

(2) 契約に係る事項

庁舎警備業務委託の執行において、職員の始業時刻前に清掃業務委託業者が庁舎を清掃したり、終業時刻後に学生が自習等で庁舎を使用することに対応するため、職員不在時における庁舎の解錠・施錠や機械警備の終了・開始操作等を行うことを目的として有人警備を実施している。

しかし、有人警備の開始前に職員が登庁していたり、有人警備の終了後も職員が在庁していることが多く、機械警備の終了・開始操作の8割以上を職員が行っている実態があること、職員登庁前の解錠や機械警備の終了操作については、清掃業務委託業者の業務内容に含めることが可能であること、また、職員退庁後の施錠や機械警備の開始操作については、放課後等における学生の庁舎使用に関して事前承認を必要としており、職員が立ち会う場合もあることなどを踏まえて、有人警備業務の必要性を含め経済的かつ効率的な警備業務の執行になるよう見直す必要がある。（旭川高等看護学院：第1回報告書）

(3) 工事（技術）に係る事項

用水路設置工事において、仮設道路の設計に当たり、その全延長にわたって作業ヤードのほか、資材置場等のスペースを土砂掘削により確保する設計としていたが、資材置場等を工事に必要な最小限の範囲とすることで、土工量を縮減することが可能なため、設計金額が過大となっていた。（日高振興局：第2回報告書）

5 合规性の視点から是正又は改善を求めたもの

法令等に従って適正に事務処理を行うことは公務員としての基本であり、この視点から監査を実施した結果、法令等に違反している事案などが散見された。

このなかには、基本的な事務処理の誤りなど、過去において是正又は改善を求めた事項と同様の事案があり、職員の関係法令等の理解不足などに起因するものと考えられる。

法令等に従わずに行われた事務処理により、結果的に道に不要な支出が生じること、あるいは、小さなミスが大きな事故につながることを防ぐためにも、職員は業務に係る基本的な法令等について理解を深めるとともに、管理監督の立場にある職員は、本報告書を活用し、内部牽制の強化や業務進行管理の徹底など、チェック機能の強化に努める必要がある。

主な監査結果は、次のとおりである。

(1) 予算に係る事項

業務の委託に係る契約を締結しようとするときは、契約金額に見合う歳出予算の配当を受けていなければならないが、予算配当がない年度開始前に契約締結決定を行っているものが、1件、1,770万8,544円あった。
(経済部：第3回報告書)

(2) 収入に係る事項

ア 心身障害者扶養共済掛金収入について、納入義務者が納期限までに掛金を完納しないときは、納期限後30日以内に督促状により期限を指定して督促しなければならないが、これを超えて督促しているものがあった。

また、督促は掛金の納期限ごとに行わなければならないが、複数の月分をまとめて行っていた。

さらに、滞納者ごとの滞納額の把握を適切に行っていなかったことなどから、平成26年度において、平成24年度以前に係る滞納者に対し文書や電話等による催告を行わず、また、不納欠損処理などの滞納整理事務も行っていなかった。

(保健福祉部：第3回報告書)

イ 収入取扱員が現金を領収したときは、原則として現金領収の日又はその翌日に、領収金額が1万円未満のときは、最初の現金領収の日から起算して5日以内に指定金融機関等に払い込まなければならないが、その期間を超えて払い込んでいるものが、3件、6万9,300円あった。
(中標津高等学校：第1回報告書)

(3) 支出に係る事項

ア 物品購入代金の支出において、契約により支払の時期が明らかなきときは、契約書に定めた時期までに支払わなければならないが、書面により支払の時期を明らかにしないときは、相手方が請求をした日から15日以内に支払わなければならないが、これらの期限を超えて支出しているものが、14件、257万8,513円あった。

なお、前年度監査においても同様の事態があり、改善が図られていなかった。

また、このうち、物品購入契約の内容を明らかにした決定書を作成せずに契約し、事後に決定書を作成しているものが、1件、4,200円あった。

(宗谷総合振興局：第1回報告書)

イ 物品購入の契約を行う場合には、その内容を明らかにした決定書を作成して支出負担行為を行わなければならないが、これを行わずに契約し、購入後に決定書を作成しているものが、22件、6万7,634円あった。(根室振興局：第2回報告書)

ウ 施設運営事業費補助金の執行において、補助事業者から実績報告書の提出を受けた場合は、原則として実績報告書を受領した日から20日以内に額の確定通知を行い、当該年度中に支出しなければならないが、これらの事務が遅延し、翌年度予算で支出しているものが、1件、827万2,508円あった。

(保健福祉部：第3回報告書)

(4) 契約に係る事項

- ア 購入決定を行った定期刊行物について、長期間納品されていないにもかかわらず、その代金を支出しているものがあった。(室蘭聾学校：第1回報告書)
- イ 広域相談支援体制整備事業委託業務の執行において、業務が完了したときは、受託者は速やかに実績報告書等を提出し、委託者はその実績報告書等を審査の上、委託料の額を確定して受託者へ通知することとされているが、それらを行っていないものが、1件、651万2,000円あった。(日高振興局：第2回報告書)
- ウ 庁舎清掃業務委託契約において、競争入札は、消費税等抜き価格相当額で競争させ、予定価格及び最低制限価格の消費税等抜き価格相当額である入札書比較価格により落札者を決定しなければならないが、誤って消費税等相当額が含まれている予定価格及び最低制限価格により落札者を決定したため、契約金額が割高となっているものが、1件、32万8,320円あった。(計量検定所：第1回報告書)
- エ 実習船の中間検査工事に係る予定価格の積算において、救命筏の膨張試験に伴い交換するガスボンベの数量を誤ったため、契約金額が割高となっているものが、1件、32万6,160円あった。(渡島教育局：第1回報告書)

(5) 財産に係る事項

生徒の実習により物品の生産があった場合は、その旨を報告し、現品を確認の上、生産品受入(処分)決定書により受入れ及び処分の方法等を決定し、それらの生産品を売り払おうとする場合は、物品売払決定書により売払いを決定しなければならないが、これら一連の手続きを行わずに売り払っているものが、17件、224万2,088円あった。(富良野緑峰高等学校：第1回報告書)

(6) 工事(技術)に係る事項

河川改修工事において、ダンプトラックによる土砂運搬費の積算に当たり、運搬路が舗装道路等の場合には、運搬路区分を良好とする歩掛りで積算しなければならないが、誤って運搬路区分を普通とする歩掛りで積算したため、設計金額が過大となっていた。(釧路総合振興局：第2回報告書)

(7) その他

前渡資金の精算について、資金前渡員は、当該年度における支払が完了し、前渡資金に使用残額があるときは、その資金を返納しなければならないが、平成25年度の予算に係る前渡資金の残額を返納することなく、平成26年度に当該資金を支払っているものが、2件、2万円あった。

また、資金前渡員は、交際費の支払を決定する場合、交際費・食糧費使用(予算執行)決定書により行わなければならないが、当該決定書が作成されていないにもかかわらず、前渡資金を支払っていた。(釧路総合振興局：第2回報告書)

6 公用車による交通事故等が発生しているもの

道では、道民一丸となって交通事故の撲滅を目指しているところであり、職員に対しては、公用車はもちろんのこと、自家用車の運転についても、安全運転や事故防止について注意を喚起するとともに、職場研修などの取組を行っているが、依然として多くの交通事故が発生し、多額の賠償金や修繕費用等を支出している。

また、管理瑕疵による賠償金等の支出が発生していることから、交通事故や管理瑕疵による事故の防止等について、今後も職員に対する注意喚起や職場研修などの取組を一層積極的に進める必要がある。

主な監査結果は、次のとおりである。

(1) 公用車による交通事故

公用車による交通事故のうち、賠償金及び修繕費用等として、1件、10万円以上の支出があった部局は、計19部局であり、その支出額の合計は、141件、4,562万876円、また、全損により公用車4台（残存価額1,400,420円）の廃車があった。

そのうち、賠償金及び修繕費用等として、1件、100万円以上の支出があった部局は、次のとおりである。

【賠償金及び修繕費用等の合計】

(単位：件、円)

| 部 局 名 | 事項数 | 金 額 |
|---------------|-----|------------|
| 渡 島 総 合 振 興 局 | 5 | 2,519,717 |
| 日 高 振 興 局 | 3 | 1,824,277 |
| 警 察 本 部 | 94 | 30,278,972 |
| 計 | 102 | 34,622,966 |

注1 警察本部については、本部のほか、各方面本部及び各警察署を含む。

2 賠償金及び修繕費用等の合計には、当該部局における、1件、100万円以上の交通事故のほか、1件、10万円以上の交通事故に係る事項数及び金額を含む。

3 全損により廃車した公用車については、残存価額を算定したものであり、支出を伴ったものではない。

(2) その他の事故等

ア 灯油漏洩事故が発生し、土壌復旧費用として、1件、7,635万9,990円の支出があった。
(日高振興局：第2回報告書)

イ 高等学校の農業実習において異常成分が混入した生乳を生産、出荷し、同一のタンクローリーで集荷した農業者の生乳に当該異常成分乳が混入したことから、賠償金として、1件、84万7,001円の支出があった。

また、学校が出荷した生乳を廃棄処分としたため、1件、10万7,093円相当の損害があった。
(釧路教育局：第1回報告書)

7 公有財産の損傷等が発生しているもの

道が所有し又は管理する公有財産や物品については、常に良好な状態で管理し、その目的に応じて適切に使用しなければならないが、次のとおり、火災や物品の損傷等が発生している。

物品の損傷により多額の修繕費用を支出し、また、物品の亡失により損失が発生しているが、職員が十分に注意を払うことにより、その発生を防ぐことが可能であったと考えられるため、公有財産や物品の適切な管理や使用について徹底する必要がある。

主な監査結果は、次のとおりである。

(1) 火災が発生し、復旧費用等を支出しているもの

職員住宅で火災が発生し、復旧費用として、186万8,400円の支出があった。

また、駐在所で火災が発生し、公有財産台帳価格865万2,238円の建物を全焼し、解体費用として、257万4,366円の支出があった。(警察本部：第3回報告書)

(2) 物品の損傷が発生し、修繕費用を支出しているもの

物品の損傷が発生し、修繕費用として、5千円以上の支出があった部局は、計13部局であり、その支出の合計は、20件、160万1,326円、また、全損により捜査用機材1台(残存価額25,421円)の廃棄があった、

そのうち、修繕費用として、1件、5万円以上の支出があった部局は、次のとおりである。

【修繕費用】

(単位：件、円)

| 部 局 名 | 事項数 | 金 額 | 損 傷 物 品 |
|---------------|-----|-----------|-------------|
| 十 勝 総 合 振 興 局 | 3 | 471,613 | スノーモービル 他 |
| 教 育 庁 | 1 | 82,512 | パーソナルコンピュータ |
| 警 察 本 部 | 3 | 143,316 | パーソナルコンピュータ |
| 西 警 察 署 | 2 | 112,968 | パーソナルコンピュータ |
| 北 警 察 署 | 1 | 89,424 | パーソナルコンピュータ |
| 苫 小 牧 警 察 署 | 1 | 87,912 | パーソナルコンピュータ |
| 旭 川 中 央 警 察 署 | 1 | 85,968 | パーソナルコンピュータ |
| 留 萌 警 察 署 | 2 | 95,731 | 可搬式速度測定装置 他 |
| 紋 別 警 察 署 | 1 | 305,137 | 乗用自動車 |
| 計 | 15 | 1,474,581 | |

注1 修繕費用には、当該部局における、1件、5万円以上の物品の損傷のほか、1件、5千円以上の損傷に係る事項数及び金額を含む。

2 全損により廃棄した捜査用機材については、残存価額を算定したものであり、支出を伴ったものではない。

(3) 物品の亡失により、損失があったもの

ア 工事発生材の亡失により、1件、28万円相当の損失があった。

(胆振総合振興局：第3回報告書)

イ 障がい当事者等の個人情報が入った外付けハードディスクの亡失があった。

(保健福祉部：第3回報告書)

8 その他是正又は改善を求めたもの

その他、これまでの項目に該当しないが、指摘事項及び検討事項として是正又は改善を求めた事案があり、監査結果は、次のとおりである。

(1) 経営に係る事業の管理について是正又は改善を求めたもの

北海道競馬の経営は、北海道競馬推進プランに基づいて、インターネット発売の拡大、日本中央競馬会との相互発売、ミニ場外発売所の全道展開などに努めた結果、収支差額が4億549万円となり、2年連続で、単年度収支の黒字化を達成したところであるが、累計の借入金で242億4,375万円と依然として多額となっていることから、引き続き経営改善を図る必要がある。（農政部：第3回報告書）

(2) 見積り単価査定率について検討を求めたもの

交通管制センター改修工事において、機器類及び設置調整費の積算に当たり、見積りを徴し、これに一定の査定率を乗じて単価を策定していたが、その査定率の根拠が明確でなかった。

警察本部が平成23年度に制定した設計単価の策定要領において、交通管制センター等の特殊な機器類等の見積書による単価策定については、見積工事費が最も安価となった見積事業者の単価に査定率90%を乗じた値を設計単価とすることとし、査定率はその後も根拠が明確でないまま使用されており、他の方面本部でも同様の事例が見られることから、類似工事の実勢取引事例を検証するなど、その根拠を明確にするよう検討を行う必要がある。（警察本部に対する検討事項：第1回報告書）

(3) 支給品の取扱いについて検討を求めたもの

農業水利施設工事において、排水機場の老朽化に伴う機器更新に当たり、前年度に工場で製作し、その製作した工場で一時保管しているポンプ及びエンジン等を支給品として計上しているが、支給品の保管場所が積算上の輸送起算点と異なっており、この間の輸送方法や輸送費を誰が負担するかなどが明確になっていなかった。

支給品の保管場所が積算上の輸送起算点と異なっている場合にあっては、この間の輸送に係る関係者間の役割分担を明確にするため、特記仕様書で施工条件を明示する必要があるが、農政部では、これに関する定めがないことから、取扱いについて検討する必要がある。（農政部に対する検討事項：第3回報告書）

第4 公営企業会計に係る定期監査結果

1 指摘事項等の件数

(1) 件数の推移

平成24年度から平成26年度までの予算等の各項目ごとに区分した、指摘事項、指導事項及び検討事項の件数の推移は、次のとおりである。

(単位：件)

| 区 分 | 指摘事項 | | | 指導事項 | | | 検討事項 | | | 計 | | |
|---------|------|-----|-----|------|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| | H24 | H25 | H26 | H24 | H25 | H26 | H24 | H25 | H26 | H24 | H25 | H26 |
| 予 算 | | | | | 2 | | | | | | 2 | |
| 収 入 | | | | 1 | 1 | | | | | 1 | 1 | |
| 支 出 | 1 | 1 | 1 | 3 | 3 | 5 | 1 | | | 5 | 4 | 6 |
| 契 約 | 1 | 5 | 4 | 2 | 3 | | | | | 3 | 8 | 4 |
| 財 産 | 1 | | | 3 | | 1 | | | | 4 | | 1 |
| 工事(技術) | | | | | 1 | | | | | | 1 | |
| 経 営 管 理 | 2 | 2 | 2 | | | | | | | 2 | 2 | 2 |
| そ の 他 | 1 | | | 2 | 2 | 1 | | | | 3 | 2 | 1 |
| 計 | 6 | 8 | 7 | 11 | 12 | 7 | 1 | 0 | 0 | 18 | 20 | 14 |

(2) 指摘事項等に係る部局別の件数（平成26年度実績）

(単位：件)

| 部 局 名 | 指摘事項 | 指導事項 | 検討事項 | 計 |
|---|------|------|------|----|
| 知 事 部 局 〔 病 院 事 業 会 計 〕 | 5 | 3 | | 8 |
| 企 業 局 〔 電 気 事 業 会 計 及 び 工 業 用 水 道 事 業 会 計 〕 | 2 | 4 | | 6 |
| 計 | 7 | 7 | 0 | 14 |

(3) 指摘事項等に係る項目別の件数（平成26年度実績）

(単位：件)

| 項 目 別 区 分 | 指摘事項 | 指導事項 | 検討事項 | 計 |
|---------------------|------|------|------|----|
| 不 適 切 な 会 計 処 理 | 1 | | | 1 |
| 経 営 に 係 る 事 業 の 管 理 | 2 | | | 2 |
| 合 規 性 | 4 | 6 | | 10 |
| 交 通 事 故 等 | | 1 | | 1 |
| 計 | 7 | 7 | 0 | 14 |

2 不適切な会計処理を行っていたもの

職員は業務における法令等の遵守についての意識を強く持つこと、また、管理監督の立場にある職員は、職責の重要性を自覚し適切な指導監督を行うとともに、職場全体で、これらの事案の再発防止のため、チェック機能が働く仕組みや職員の意識改革を促す取組をさらに行い、人材育成に努めることを強く求めるものである。

監査結果は、次のとおりである。

知事部局
江差病院

物品購入代金等の支出について、書面により支払の時期を明らかにしないときは、相手方が支払請求をした日から15日以内に支払わなければならないが、この期限までに支払を行っているものとするために、事実と異なる收受年月日を押印しているものが、38件、2,115万8,683円あった。(第3回報告書)

3 経営に係る事業の管理について是正又は改善を求めたもの

病院事業、工業用水道事業の経営については、累積欠損金が依然として多額となっていることから、引き続き経営の効率化を図り、適切な事業運営と経営改善に努める必要がある。

監査結果は、次のとおりである。

- (1) 病院事業の経営については、当年度の純損失が2億2,282万165円となっており、累積欠損金が地方公営企業会計制度の改正により圧縮されたものの521億8,767万513円と依然として多額となるなど、極めて厳しい経営状況にあるため、引き続き経営の改善を図る必要がある。(保健福祉部：第3回報告書)
- (2) 工業用水道事業の経営については、当年度の純利益が1億2,637万8,778円と4年連続の黒字決算となったところであるが、累積欠損金は157億3,660万130円となお多額となっているなど、厳しい経営状況にあるため、平成27年度からの新たな経営健全化計画の数値目標にある、経常収支比率の確保等に向けて、引き続き経営の改善を図る必要がある。(企業局：第3回報告書)

4 合规性の視点から是正又は改善を求めたもの

職員は業務に係る基本的な法令等について理解を深めるとともに、管理監督の立場にある職員は、内部牽制機能の強化や業務進行管理の徹底を図るなど、適正な事務処理の執行に努める必要がある。

主な監査結果は、次のとおりである。

- (1) 物品購入に係る見積合わせの執行において、押印のない見積書は無効としなければならないが、これを有効なものとして契約を締結しているものが、1件、112万950円あった。(羽幌病院：第1回報告書)
- (2) 在宅人工呼吸器賃貸借に係る単価契約において、機器名を特定して契約を締結しているが、契約している機器とは異なる機器を同一品であるとして、新たに単価契約を締結することなく借り上げ、賃借料を支出しているものが、1件、31万5,000円あった。(北見病院：第1回報告書)

5 公用車による交通事故等が発生しているもの

公用車による交通事故が、依然として発生していることから、今後も職員に対する注意喚起や職場研修などの取組を積極的に進める必要がある。

監査結果は、次のとおりである。

公用車による交通事故

修繕費用として、1件、10万円以上の支出があった部局。

(単位：件、円)

| 部 局 名 | 事項数 | 金 額 |
|-------|-----|---------|
| 企 業 局 | 1 | 119,210 |

(別記1) 指摘事項等に係る部局別の件数

1 一般会計及び特別会計

(1) 知事部局

知事が所管する53部局のうち、是正又は改善を求めた37部局に係る指摘事項等の内訳は、次のとおりである。

(単位：件)

| 部 局 名 | 指摘事項 | 指導事項 | 検討事項 | 計 |
|------------|------|------|------|-----|
| 総務部 | 4 | 7 | | 11 |
| 総合政策部 | 1 | | | 1 |
| 環境生活部 | 1 | 1 | | 2 |
| 保健福祉部 | 7 | 5 | | 12 |
| 経済部 | 3 | 3 | | 6 |
| 農政部 | 2 | 1 | 1 | 4 |
| 水産林務部 | 2 | 1 | | 3 |
| 建設部 | 2 | 5 | | 7 |
| 空知総合振興局 | | 7 | | 7 |
| 石狩振興局 | | 4 | | 4 |
| 後志総合振興局 | | 3 | | 3 |
| 胆振総合振興局 | 3 | 9 | | 12 |
| 日高振興局 | 3 | 7 | | 10 |
| 渡島総合振興局 | 1 | 8 | | 9 |
| 檜山振興局 | | 1 | | 1 |
| 上川総合振興局 | 2 | 9 | | 11 |
| 留萌振興局 | 2 | 4 | | 6 |
| 宗谷総合振興局 | 1 | 4 | | 5 |
| オホーツク総合振興局 | 3 | 11 | | 14 |
| 十勝総合振興局 | 1 | 10 | | 11 |
| 釧路総合振興局 | 2 | 5 | | 7 |
| 根室振興局 | 2 | 2 | | 4 |
| 東京事務所 | | 1 | | 1 |
| 消防学校 | | 2 | | 2 |
| 原子力環境センター | 1 | 1 | | 2 |
| 旭川高等看護学院 | | 1 | | 1 |
| 紋別高等看護学院 | 1 | 1 | | 2 |
| 江差高等看護学院 | 1 | | | 1 |
| 向陽学院 | | 1 | | 1 |
| 計量検定所 | 1 | 1 | | 2 |
| 札幌高等技術専門学院 | 2 | 1 | | 3 |
| 函館高等技術専門学院 | | 1 | | 1 |
| 旭川高等技術専門学院 | | 1 | | 1 |
| 室蘭高等技術専門学院 | | 1 | | 1 |
| 釧路高等技術専門学院 | 1 | | | 1 |
| 障害者職業能力開発校 | | 1 | | 1 |
| 漁業研修所 | | 1 | | 1 |
| 計 | 49 | 121 | 1 | 171 |

注 総務部の指摘事項の件数には、随時監査結果の1件を含む。

(2) 各種委員会等事務局

各種委員会等事務局5部局のうち、是正又は改善を求めた2部局に係る指摘事項等の内訳は、次のとおりである。

(単位：件)

| 部 局 名 | 指摘事項 | 指導事項 | 検討事項 | 計 |
|------------|------|------|------|---|
| 道議会事務局 | | 3 | | 3 |
| 選挙管理委員会事務局 | | 1 | | 1 |
| 計 | 0 | 4 | 0 | 4 |

(3) 教育庁

教育庁が所管する281部局のうち、是正又は改善を求めた36部局に係る指摘事項等の内訳は、次のとおりである。

(単位：件)

| 部 局 名 | 指摘事項 | 指導事項 | 検討事項 | 計 |
|-----------|------|------|------|---|
| 教育庁 | 2 | 1 | 1 | 4 |
| 石狩教育局 | | 1 | | 1 |
| 胆振教育局 | 1 | | | 1 |
| 日高教育局 | 1 | | | 1 |
| 渡島教育局 | 1 | | | 1 |
| 上川教育局 | 1 | | | 1 |
| 宗谷教育局 | | 1 | | 1 |
| オホーツク教育局 | | 1 | | 1 |
| 十勝教育局 | | 1 | | 1 |
| 釧路教育局 | 1 | | | 1 |
| 根室教育局 | 1 | | | 1 |
| 近代美術館 | | 2 | | 2 |
| 帯広美術館 | | 1 | | 1 |
| 美唄尚栄高等学校 | | 1 | | 1 |
| 砂川高等学校 | | 1 | | 1 |
| 深川西高等学校 | 1 | 1 | | 2 |
| 栗山高等学校 | | 1 | | 1 |
| 札幌北高等学校 | | 1 | | 1 |
| 札幌東商業高等学校 | | 1 | | 1 |
| 拓北養護学校 | 2 | | | 2 |
| 俱知安農業高等学校 | | 1 | | 1 |
| 岩内高等学校 | | 1 | | 1 |
| 余市紅志高等学校 | | 1 | | 1 |
| 鶴川高等学校 | 1 | | | 1 |
| 室蘭豊学校 | 1 | | | 1 |
| 静内農業高等学校 | | 1 | | 1 |
| 福島商業高等学校 | | 1 | | 1 |
| 森高等学校 | | 1 | | 1 |
| 富良野緑峰高等学校 | 1 | | | 1 |
| 紋別養護学校 | | 1 | | 1 |
| 帯広農業高等学校 | 1 | | | 1 |
| 釧路商業高等学校 | | 1 | | 1 |
| 釧路東高等学校 | | 1 | | 1 |

| | | | | |
|-----------|----|----|---|----|
| 中標津高等学校 | 2 | | | 2 |
| 羅臼高等学校 | | 1 | | 1 |
| 中標津高等養護学校 | | 1 | | 1 |
| 計 | 17 | 25 | 1 | 43 |

(4) 警察本部

警察本部が所管する75部局のうち、是正又は改善を求めた16部局に係る指摘事項等の内訳は、次のとおりである。

(単位：件)

| 部 局 名 | 指摘事項 | 指導事項 | 検討事項 | 計 |
|---------|------|------|------|----|
| 警察本部 | 5 | 2 | 1 | 8 |
| 釧路方面本部 | 1 | | | 1 |
| 北見方面本部 | | 1 | | 1 |
| 西警察署 | 1 | 1 | | 2 |
| 北警察署 | 1 | | | 1 |
| 豊平警察署 | | 1 | | 1 |
| 苫小牧警察署 | 1 | | | 1 |
| 旭川中央警察署 | 1 | | | 1 |
| 留萌警察署 | 1 | | | 1 |
| 羽幌警察署 | | 1 | | 1 |
| 釧路警察署 | | 1 | | 1 |
| 帯広警察署 | | 1 | | 1 |
| 新得警察署 | 1 | | | 1 |
| 遠軽警察署 | | 1 | | 1 |
| 紋別警察署 | 1 | | | 1 |
| 興部警察署 | 1 | | | 1 |
| 計 | 14 | 9 | 1 | 24 |

2 公営企業会計

公営企業会計に係る8部局のうち、是正又は改善を求めた5部局に係る指摘事項等の内訳は、次のとおりである。

(単位：件)

| 部 局 名 | 指摘事項 | 指導事項 | 検討事項 | 計 |
|---------------|------|------|------|----|
| 保健福祉部（病院事業会計） | 1 | | | 1 |
| 江差病院 | 2 | | | 2 |
| 北見病院 | 1 | 1 | | 2 |
| 羽幌病院 | 1 | 2 | | 3 |
| 企業局 | 2 | 4 | | 6 |
| 計 | 7 | 7 | 0 | 14 |

(別記2) 項目別監査結果一覧

全ての監査結果を「第3 一般会計及び特別会計に係る定期監査結果」及び「第4 公営企業会計に係る定期監査結果」の項目別区分により整理したものは、次のとおりである。

【第3 一般会計及び特別会計に係る定期監査結果】

| 監査結果の項目別区分 | 部 局 名 | 報告回数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---------------------------------|--------------|--|------|-----|----|---------|---|-------|--------|----------|----|---------|--------------|--------|---|---------|--------------|--------|----|---------|--------------|---------|---|-------|--------|-----|----|---------|--|--|
| 2 不適切な会計処理等を行っていたもの | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 《指摘事項》 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1) 物品購入、役務の提供等に係る代金について、平成23年度から平成25年度までの期間に、契約の相手方から提出された請求書によらず職員が作成した請求書などにより支出しているものが、52件、587万6,368円、私費により支払っているものが、4件、2万615円、計56件、589万6,983円の不適切な事務処理があった。 この不適切な事務処理は、平成25年度定期監査においても、62件、447万2,642円判明しており、既に部局に対し是正、改善を求めたものであるが、本件は、それ以外に判明したもので、不適切な事務処理の合計は、118件、1,036万9,625円である。 | 総務部 | 第1回 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) 精神障害者保健福祉手帳の交付申請に係る事務処理について、診断書記載内容の疑義照会に係る事務処理を怠ったため、手帳の交付が大幅に遅延し、この期間において受けることができなかった福祉施策に応じた当該申請者の損害に対し、賠償金として、9件、3万8,518円の支出があった。 | 保健福祉部 | 第3回 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (3) 漁港使用料において、使用中に伴う使用料の還付請求があったにもかかわらず、事務手続きを怠り、決定書を作成せず私費で支払っているものが、1件、2万400円、支払いが遅延しているものが、1件、3万2,228円あった。 さらに、それらについては、還付請求書を紛失していた。 | ホヅ総合振興局 | 第1回 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (4) 報償費の執行において、会議等の出席委員に対する謝金等の支出手続きを失念し、平成25年度予算で支出すべきところを平成26年度予算で支出しているものが、6件、6万円あった。 また、委員から提出された委員就任の承諾・承認書や口座振替申出書の提出年月日欄に、実際に提出された日と異なる提出年月日を記載した上、收受印についても事実と異なる日付を押印していたほか、委員に対する旅費について、旅費請求書の請求月日欄に、事実と異なる請求月日を記載するなど不適切な事務処理を行っていた。 さらに、教育庁担当課からの決算関係に係る照会に対し、謝金等の支出手続きが未了であったにもかかわらず、虚偽の書類を作成して提出し、支出手続きが完了している旨の報告をしていた。 | 根室教育局 | 第1回 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (5) 就学奨励費の取扱いにおいて、過払いとなった金額を返納させる場合は、戻入命令書により戻入を決定し、返納人に通知の上、支出した経費に戻入しなければならないが、平成24年度において、これらの手続きを経ずに、回収した過払金を長期間放置しているものが、1件、4万1,470円あった。 | 拓北養護学校 | 第3回 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (6) 物品購入、少額工事等の契約を行う場合は、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為を行わなければならないが、平成22年度から平成26年度までの期間において、これを行わずに契約し、私費で支払っているものが、19件、72万9,860円、決定書の作成は行っているものの、私費で支払っているものが、9件、6万1,470円、また、旅費の支給において、私費で支払っているものが、1件、8万3,600円、5部局で計29件、87万4,930円の不適切な事務処理があった。 (単位：件、円) | 上川総合振興局 帯広農業高等学校 拓北養護学校 鶴川高等学校 中標津高等学校 | 第2回 第1回 第3回 第1回 第1回 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部 局 名</th> <th colspan="2">私費払い</th> <th rowspan="2">会計年度</th> </tr> <tr> <th>事項数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上川総合振興局</td> <td>1</td> <td>2,000</td> <td>平成26年度</td> </tr> <tr> <td>帯広農業高等学校</td> <td>13</td> <td>510,090</td> <td>平成22年度及び23年度</td> </tr> <tr> <td>拓北養護学校</td> <td>3</td> <td>210,000</td> <td>平成24年度及び25年度</td> </tr> <tr> <td>鶴川高等学校</td> <td>11</td> <td>150,320</td> <td>平成24年度及び25年度</td> </tr> <tr> <td>中標津高等学校</td> <td>1</td> <td>2,520</td> <td>平成26年度</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>29</td> <td>874,930</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 部 局 名 | 私費払い | | 会計年度 | 事項数 | 金額 | 上川総合振興局 | 1 | 2,000 | 平成26年度 | 帯広農業高等学校 | 13 | 510,090 | 平成22年度及び23年度 | 拓北養護学校 | 3 | 210,000 | 平成24年度及び25年度 | 鶴川高等学校 | 11 | 150,320 | 平成24年度及び25年度 | 中標津高等学校 | 1 | 2,520 | 平成26年度 | 合 計 | 29 | 874,930 | | |
| 部 局 名 | 私費払い | | 会計年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 事項数 | 金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 上川総合振興局 | 1 | 2,000 | 平成26年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 帯広農業高等学校 | 13 | 510,090 | 平成22年度及び23年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 拓北養護学校 | 3 | 210,000 | 平成24年度及び25年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 鶴川高等学校 | 11 | 150,320 | 平成24年度及び25年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中標津高等学校 | 1 | 2,520 | 平成26年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合 計 | 29 | 874,930 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (7) 会議等への出席に伴う旅行において、公共交通機関を利用する旅行命令であるにもかかわらず、私事旅行中の職員が運転する私有車両に同乗して旅行し、旅費を不正に受給しているものが、1件、1万4,980円あった。 | 興部警察署 | 第2回 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 収入確保の観点からは是正又は改善を求めたもの | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 《指摘事項》 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 収入未済額が1億円以上となっているもの | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|--|--|-------|-----|
| 【道税収入】 | | | |
| <p>道税収入においては、「道税確保特別対策本部」を設置し収入確保に取り組んでおり、特に個人道民税、自動車税を重点税目とし、個人道民税については、道と市町村による共同催告の実施や共同訪問徴収、市町村から囑託を受けた徴収金の滞納処分などの実施、自動車税については、幹部職員による企業訪問、コンビニ納税、預貯金・給与・動産等の差押えの実施など徴収対策の強化に努め、さらには、インターネット公売の活用や市町村との合同公売会を開催するなどしたことあり、道税全体の収入未済額は減少したところであるが、依然として、その額は多額となっている状況にある。</p> <p>道税は、自主財源の根幹であり、税収確保はもとより、公平な税負担を求めることは極めて重要であることから、これまで以上に、自主納税の促進と滞納の実態に応じた、適切かつ効果的な徴収対策を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。</p> | | 総務部 | 第3回 |
| 【税外諸収入】 | | | |
| ア 母子福祉資金貸付金収入等 | | | |
| <p>母子・寡婦・遺児・看護職員等に対する貸付金の返済に係る収入及び児童保護措置費徴収金などについては、依然として収入未済額が多額となっており、特に一部の収入金においては督促が遅延しているものや文書や電話等による催告を行っていないもの、催告等の処理経過を整理するための滞納整理票を作成していないものなど滞納整理事務が十分に行われているとは認められないことから、滞納の実態に応じた適切な措置を講じるなど、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。</p> | | 保健福祉部 | 第3回 |
| イ 中小企業高度化資金貸付金収入等 | | | |
| <p>中小企業高度化資金貸付金等に係る貸付金収入等については、未収金の管理回収業務を債権回収会社へ委託するなど収入確保に取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっているので、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。</p> | | 経済部 | 第3回 |
| ウ 林業・木材産業改善資金貸付金収入等 | | | |
| <p>林業・木材産業改善資金等に係る貸付金収入等については、未収金の回収業務を債権回収会社へ委託するなど収入確保に取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっているので、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消を図る必要がある。</p> | | 水産林務部 | 第3回 |
| エ 道営住宅使用料収入等 | | | |
| <p>道営住宅使用料、堤塘使用料などについては、収納強化月間を設定して行う訪問徴収、退去者に係る未収金収納業務の外部委託、滞納整理事務に係る研修会の開催などの徴収対策に努めたことから、収入未済額が減少しているところであるが、依然として収入未済額が多額となっているので、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。</p> | | 建設部 | 第3回 |
| オ 公立高等学校奨学資金貸付金収入等 | | | |
| <p>公立高等学校奨学資金貸付金収入等については、滞納整理方針等を策定し文書催告など収入確保に取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっているので、返済等の意思のない未納者に対して支払督促等の申立てを検討するなど、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。</p> | | 教育庁 | 第3回 |
| カ 放置違反金収入 | | | |
| <p>放置違反金の収入未済については、電話、戸別訪問などによる催告のほか、預貯金や給与の差押えなどの滞納処分に積極的に実施するとともに、担当職員の休日出勤による催告の実施など徴収体制の強化に取り組んでおり、収入未済額は減少したところであるが、依然としてその額は多額となっているので、今後とも、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。</p> | | 警察本部 | 第3回 |
| 《指導事項》 | | | |
| 収入未済額が1,000万円以上となっているもの | | | |
| 【税外諸収入】 | | | |
| 農業改良資金貸付金収入等 | | | |
| <p>農業改良資金貸付金収入については、借受者や連帯保証人から分割納付させるなど、滞納整理に取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっているので、引き続き、収入未済額の解消に向けた取組を進める必要がある。</p> | | 農政部 | 第3回 |
| 4 経済性、効率性及び有効性の観点からは正又は改善を求めたもの | | | |
| (1) 支出に係る事項 | | | |
| ア 需用費 | | | |
| 《指摘事項》 | | | |
| <p>需用費の執行において、契約事務等で使用する設計書ファイルの印刷は、在庫管理を適切に行い、一定期間分を取りまとめるなど、計画的に発注することにより、より安価な価格で契約することが可能であったが、特段の理由もなく分割して発注したことから、不経済な支出となっているものが、1件、10万2,600円相当あった。</p> | | 留萌振興局 | 第2回 |

| | | |
|--|---|---|
| 《指導事項》 | | |
| (7) 財務会計トータルシステムで出力する支出命令書等の支出証書類に使用する用紙について、総務課が書類を探しやすくするため、特定の部局にそれぞれ色の異なるカラーコピー用紙を購入させ使用させているが、全庁的に支出証書類の用紙は、白色のコピー用紙が使用されており、また、カラーコピー用紙を使用することにより、白色のコピー用紙に比べ4倍以上の経費を要するにもかかわらず、用紙の購入について、経費節減に向けた検討を十分に行わず購入を継続させていた。 | 上川総合振興局 | 第2回 |
| (4) 印刷製本費の執行において、出席簿等の作成を外部に発注しているが、発注に当たり自主作成が可能かどうか十分に検討していないことから、発注の必要性を含め、その作成が経済的かつ効率的なものとなるよう見直す必要がある。 | 岩内高等学校 砂川高等学校 栗山高等学校 札幌東商業高等学校 釧路東高等学校 札幌北高等学校 釧路商業高等学校 | 第1回 第1回 第1回 第1回 第1回 第1回 第1回 |
| (9) 電気料金の支払において、早取期限内の支払を怠り、翌月に遅取加算額が加算されたため、不経済な支払となっているものが、1件、1万647円あった。 | 障害者職業能力開発校 | 第1回 |

| | | |
|--|-----|-----|
| 《検討事項》 | | |
| 印刷物の製造契約において、道立高等学校入学者選抜に係る入学願書等用紙については、各学校で印刷を外部発注しているが、印刷物仕様書は、全日制課程での学力検査の期日、教科及び時間等の記載が全道統一の設定であることなどにより、各学校で同様の仕様書が多数見受けられる状況にある。 このため、仕様書の統一が可能な学校については、契約事務の負担軽減と経済性を考慮して教育庁で一括発注するなど、印刷物の発注方法について検討する必要がある。 | 教育庁 | 第3回 |

イ 使用料及び賃借料

| | | |
|---|------------|-----|
| 《指導事項》 | | |
| 使用料及び賃借料の執行において、体育館の塵芥・埃等を除去するため、清掃用具を賃借しているが、学院生のいない長期休業期間中に賃借したため、不経済な支出となっているものが、1件、9,072円あった。 | 函館高等技術専門学校 | 第1回 |

(3) 契約に係る事項

委託契約

| | | |
|---|----------|-----|
| 《指導事項》 | | |
| 庁舎警備業務委託の執行において、職員の始業時刻前に清掃業務委託業者が庁舎を清掃したり、終業時刻後に学生が自習等で庁舎を使用することに対応するため、職員不在時における庁舎の解錠・施錠や機械警備の終了・開始操作等を行うことを目的として有人警備を実施している。 しかし、有人警備の開始前に職員が登庁していたり、有人警備の終了後も職員が在庁していることが多く、機械警備の終了・開始操作の8割以上を職員が行っている実態があること、職員登庁前の解錠や機械警備の終了操作については、清掃業務委託業者の業務内容に含めることが可能であること、また、職員退庁後の施錠や機械警備の開始操作については、放課後等における学生の庁舎使用に関して事前承認を必要としており、職員が立ち会う場合もあることなどを踏まえて、有人警備業務の必要性を含め経済的かつ効率的な警備業務の執行になるよう見直す必要がある。 | 旭川高等看護学院 | 第1回 |

(4) 財産に係る事項

公有財産

| | | |
|---|-----|-----|
| 《指導事項》 | | |
| 庁舎や公宅の跡地などの未利用地のうち、利用見込みのない土地については、所在する市町村に対して購入の意思を確認するとともに、大規模画地を戸建用に分筆した売却や建物付き売却などに取り組んでいるが、さらに売却等の処分の促進を図る必要がある。 ・平成26年度処分面積 513,220㎡ ・平成27年3月末未利用地面積 2,704,819㎡ | 総務部 | 第3回 |

(5) 工事（技術）に係る事項

ア 設計

| | | |
|--|---------|-----|
| 《指導事項》 | | |
| (7) 用水路設置工事において、仮設道路の設計に当たり、その全延長にわたって作業ヤードのほか、資材置場等のスペースを土砂掘削により確保する設計としていたが、資材置場等を工事に必要な最小限の範囲とすることで、土工量を縮減することが可能なため、設計金額が過大となっていた。 | 日高振興局 | 第2回 |
| (4) 学校体育館新築工事において、鉄骨資材の組立作業に当たり、200トン吊りクレーンを使用することとして積算していたが、現場は130トン吊りクレーンなどにより施工しており、施工方法について十分検討することで経済的な積算が可能であったことから、設計金額が過大となっていた。 | 建設部 | 第3回 |
| (9) 道路改良工事において、歩道部の防護柵を設置するに当たり、橋梁から接続する擁壁部の歩道で、歩行者等が転落する危険がある場合には、転落防止用の柵を設置する必要があるが、一部の区間において、これを設置しておらず、歩行者等の安全な通行への配慮が不十分であった。 | ホヅ総合振興局 | 第1回 |

イ 施工

| | 《指導事項》 | 治山工事において、谷止工の施工に使用する足場の設置に当たり、足場から資材等の落下により、作業員に危険を及ぼすおそれがあるときは、高さ10cm以上の幅木等を設置しなければならないが、これを行っておらず、足場の安全管理が適切でなかった。 | 渡島総合振興局 | 第3回 | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------|----------------------|--|--------------------------|-------------------|-----|---------------|---|--------|---------|---|--------|-----------|---|--------|---|---|--------|--|--|
| 5 | 合規性の視点から是正又は改善を求めたもの | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (1) 予算に係る事項 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 《指摘事項》 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ア | 業務の委託に係る契約を締結しようとするときは、契約金額に見合う歳出予算の配当を受けていなければならないが、予算配当がない年度開始前に契約締結決定を行っているものが、1件、1,770万8,544円あった。 | 経済部 | 第3回 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | イ | パーソナルコンピュータ賃貸借契約において、契約を締結しようとするときは、契約金額に見合う歳出予算の配当を受けていなければならないが、予算配当がない年度開始前に契約を締結しているものが、1件、36万2,880円あった。 | 札幌高等技術専門学院 | 第1回 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 《指導事項》 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 前渡資金による私費立替金の支払について、新年度予算で執行すべきところを、旧年度予算で執行しているものが、12件、4万6,616円あった。 | 胆振総合振興局 | 第3回 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (2) 収入に係る事項 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 《指摘事項》 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ア | 心身障害者扶養共済掛金収入について、納入義務者が納期限までに掛金を完納しないときは、納期限後30日以内に督促状により期限を指定して督促しなければならないが、これを超えて督促しているものがあった。 また、督促は掛金の納期限ごとに行わなければならないが、複数の月分をまとめて行っていた。 さらに、滞納者ごとの滞納額の把握を適切に行っていなかったことなどから、平成26年度において、平成24年度以前に係る滞納者に対し文書や電話等による催告を行わず、また、不納欠損処理などの滞納整理事務も行っていなかった。 | 保健福祉部 | 第3回 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | イ | 水産業改良普及指導受託事業収入については、納入通知書を発した日の属する年度の収入としなければならないが、平成27年度に納入通知書を発したにもかかわらず、平成26年度の収入としているものが、1件、147万8,841円あった。 | 水産林務部 | 第3回 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ウ | 収入取扱員が現金を領収したときは、原則として現金領収の日又はその翌日に、領収金額が1万円未満のときは、最初の現金領収の日から起算して5日以内に指定金融機関等に払い込まなければならないが、その期間を超えて払い込んでいるものが、3件、6万9,300円あった。 | 中標津高等学校 | 第1回 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 《指導事項》 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ア | 生活保護費返還金等の滞納整理に当たっては、納入義務者が督促状の指定期限までに完納しないときは、文書、電話等による催告を行わなければならないが、平成26年度において、これを行っていなかった。 | 渡島総合振興局 | 第3回 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | イ | 児童保護措置費徴収金の滞納整理に当たっては、納入義務者が督促状の指定期限までに完納しないときは、文書や電話等による催告を行わなければならないが、平成26年度において、これを行っていなかった。 | 胆振総合振興局 | 第3回 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ウ | 生徒の実習により生産した物品を売り払う場合において、売払代金に係る納入の通知を口頭により行うときは、売払代金を収入取扱員に即納させることとなるが、これを行わず、売払代金の領収までに長期間を要しているものが、1件、1万1,673円あった。 | 俱知安農業高等学校 | 第2回 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | エ | 収入取扱員が1万円以上の現金を領収したときは、現金領収の日又はその翌日に指定金融機関等に払い込まなければならないが、その期間を超えて払い込んでいるものが、3部局で3件、5万1,625円あった。 | 上川総合振興局 西警察署 帯広警察署 | 第2回 第3回 第1回 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | (単位：件、円) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>部 局 名</th> <th>事項数</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上 川 総 合 振 興 局</td> <td>1</td> <td>10,470</td> </tr> <tr> <td>西 警 察 署</td> <td>1</td> <td>26,155</td> </tr> <tr> <td>帯 広 警 察 署</td> <td>1</td> <td>15,000</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3</td> <td>51,625</td> </tr> </tbody> </table> | 部 局 名 | 事項数 | 金 額 | 上 川 総 合 振 興 局 | 1 | 10,470 | 西 警 察 署 | 1 | 26,155 | 帯 広 警 察 署 | 1 | 15,000 | 計 | 3 | 51,625 | | |
| 部 局 名 | 事項数 | 金 額 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 上 川 総 合 振 興 局 | 1 | 10,470 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 西 警 察 署 | 1 | 26,155 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 帯 広 警 察 署 | 1 | 15,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 3 | 51,625 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | オ | 歳入を徴収する場合は、調定の遅延や調定漏れによって、納入義務者の納入が遅延することのないよう留意しなければならないが、第一種普通財産の使用承認に伴う土地貸付料の徴収において、調定が遅延しているものがあった。 | 総務部 | 第3回 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | カ | 看護職員等修学資金貸付金収入について、納入義務者が納期限までに収入金を完納しないときは、納期限後30日以内に督促状により期限を指定して督促しなければならないが、これを超えて督促しているものがあった。 | 保健福祉部 | 第3回 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | キ | 看護学院授業料について、授業料改定に係る在学学生に対する経過措置を適用しなかったため過誤納金が発生したが、長期間にわたりこのことが認識されず、還付が遅延していた。 | 紋別高等看護学院 | 第1回 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ク | 収入証紙の取扱いについて、部局長は、その所掌する事務に係る収入証紙の取扱状況を検査しなければならないが、これを行っていなかった。 | 宗谷総合振興局 | 第1回 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (3) 支出に係る事項 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ア | 職員手当等 | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | |
|--|---|--|
| 《指摘事項》 | | |
| 単身赴任手当の支給において、職員の住居から配偶者の住居までの間の交通経路の認定を誤り加算額を支給したことから、過払いとなっているものが、1名分、6万6,000円あった。 | 総務部 | 第3回 |
| 《指導事項》 | | |
| (7) 通勤手当の支給において、徒歩により通勤する場合や、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しない場合には手当を支給することはできないが、これを支給したことから過払いとなっているものが、2名分、1万2,600円あった。 | 北見方面本部 | 第2回 |
| (4) 保護指導員の報酬について、保護指導員が研修を受講したときは、日勤1日として報酬を支給することとされているが、研修を受講していない日に報酬を支給したことから、過払いとなっているものが、1件、9,845円あった。 | 渡島総合振興局 | 第3回 |
| (9) 特殊勤務手当の支給において、教育業務連絡指導手当については、教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に従事したときに支給することとなるが、支給要件の適用を誤ったことから、過払いとなっているものが、18名分、6,000円あった。 | 教育庁 | 第3回 |
| イ 旅費 | | |
| 《指摘事項》 | | |
| 旅費の支給において、支出に係る事務処理を適切に行わなかったことから、未支給となっているものが、2名分、9万3,780円あった。 | 農政部 | 第3回 |
| 《指導事項》 | | |
| (7) 旅費の支給において、旅行の最終日の帰着が午前4時以前であると旅行命令権者が認める旅行にあっては、最終日の前日に係る宿泊料を支給しないこととされているが、誤ってこれを支給したことから、過払いとなっているものが、2件、1万9,600円あった。 | 根室振興局 | 第2回 |
| (4) 児童生徒引率用務に係る旅費の支給において、概算払された旅費の精算をするときは、旅費請求書に現に支払った額を証明する書類として、旅行代理店等が発行する個人ごとの領収書又は支払証明書を添付することとされており、これらが得られないときは、学校全体の領収書等に学校長が証明した個人ごとの内訳書等を添付し確認することとされているが、これらが添付されていないものがあった。 | 中標津高等養護学校 福島商業高等学校 紋別養護学校 深川西高等学校 | 第1回 第1回 第1回 第1回 |
| (9) 航空機を利用する旅行において、旅費請求書には、その支払を証明するに足りる書類として、現に支払った旅客運賃に係る領収書及び航空機の搭乗券、航空会社が発行する搭乗証明書又は搭乗レシート等を添付することとされているが、搭乗券等を添付していないものや、宛名の記載のない領収書を添付しているものなどがあった。 | 森高等学校 宗谷総合振興局 ホ-ツ総合振興局 上川総合振興局 東京事務所 総務部 保健福祉部 建設部 経済部 議会事務局 | 第1回 第1回 第1回 第2回 第3回 第3回 第3回 第3回 第3回 第3回 |
| (1) 航空機を利用する旅行において、旅費請求書に領収書を添付できない場合には、理由書及び航空運賃が明示された請求書、納品書等を添付しなければならないが、航空運賃が明示された請求書、納品書等を添付していないものがあった。 | ホ-ツ総合振興局 | 第1回 |
| ウ 需用費 | | |
| 《指摘事項》 | | |
| (7) 物品購入代金の支出において、契約により支払の時期が明らかなきときは、契約書に定めた時期までに支払わなければならないが、書面により支払の時期を明らかにしないときは、相手方が請求をした日から15日以内に支払わなければならないが、これらの期限を超えて支出しているものが、14件、257万8,513円あった。 なお、前年度監査においても同様の事態があり、改善が図られていなかった。 また、このうち、物品購入契約の内容を明らかにした決定書を作成せずに契約し、事後に決定書を作成しているものが、1件、4,200円あった。 | 宗谷総合振興局 | 第1回 |
| (4) 物品購入の契約を行う場合には、その内容を明らかにした決定書を作成して支出負担行為を行わなければならないが、これを行わずに契約し、購入後に決定書を作成しているものが、22件、6万7,634円あった。 | 根室振興局 | 第2回 |
| 《指導事項》 | | |
| (7) 物品購入の納品検査において、契約の相手方から納品の通知を受けたときは、契約担当者等が指定する検査員が納品検査を行うこととなっているが、検査員が配置されていない課へ納品された物品について、検査員に指定されていない職員が日常的に検査し、書類上は、指定された検査員が検査を行ったものとしていた。 | ホ-ツ総合振興局 | 第1回 |
| (4) 物品の納入においては、契約事務担当職員以外の者を検査員に指定し、履行確認の検査を行わなければならないが、契約事務担当職員が検査を行っているものがあった。 | 日高振興局 | 第2回 |
| (9) 少額工事の請負契約において、給付の完了確認のために検査員を指定する際は、特別の必要がある場合を除き、当該工事の監督員と検査員を兼ねさせてはならないが、これを兼ねさせているものがあった。 | 静内農業高等学校 | 第1回 |
| (1) 物品の修繕において、定期検査を完了した車両を、履行確認のための検査前に自動車運行命令により使用させているものがあった。 | 旭川高等技術専門学院 | 第1回 |
| エ 委託料 | | |

| 《指導事項》 | | |
|--------|---|-----------------|
| (7) | 準委任に属する委託契約については、受託者から提出された収支精算書を審査して委託料の額の確定をすることとされているが、北海道道徳教育推進校事業に係る委託契約において、契約期間外に発生した経費を含めて確定したため、委託料の支出が過大となっているものが、1件、1万260円あった。 | 十勝教育局 第1回 |
| (4) | 産業廃棄物処理業務委託契約において、委託料は契約の相手方から適法な請求を受けた日から起算して30日以内に支払うこととされているが、その期限を超えて支出しているものが、1件、41万7,627円あった。 | 美唄尚栄高等学校 第1回 |
| (9) | 保守点検等委託契約において、委託料は契約の相手方から適法な請求を受けた日から起算して30日以内に支払うこととされているが、その期限を超えて支出しているものが、1件、10万4,196円あった。 | 胆振総合振興局 第3回 |

オ 使用料及び賃借料

| 《指摘事項》 | | |
|--------|--|----------------|
| | 前渡資金による私費立替金の支払について、職員が私費立替払の際にやむを得ずクレジットカードを使用した場合は、クレジットカードの代金決済がされたことを確認した上で前渡資金により立替金を支払うこととなるが、これを確認せず、クレジットカードの代金決済前に前渡資金により立替金を支払っているものが、14件、5万7,560円あった。 | 釧路総合振興局 第2回 |
| 《指導事項》 | | |
| (7) | 自動車の賃貸借契約に係る借上料の支出については、契約に基づき翌月30日までに当該月分を支払うこととなっているが、支出が遅延しているものが、2件、5万3,352円あった。 | 石狩振興局 第1回 |
| (4) | 前渡資金による私費立替金の支払について、職員が私費立替払の際にやむを得ずクレジットカードを使用した場合は、クレジットカードの代金決済がされたことを確認した上で前渡資金により立替金を支払うこととなるが、これを確認せず、クレジットカードの代金決済前に前渡資金により立替金を支払っているものが、2件、1万2,430円あった。 | 渡島総合振興局 第3回 |
| (9) | 物品の賃貸借契約において、その契約に基づく物品が納入されたときは、検査員が納入検査を行わなければならないが、在勤していない検査員が検査を行ったとしているものがあった。 | 十勝総合振興局 第2回 |

カ 負担金、補助及び交付金

| 《指摘事項》 | | |
|--------|---|-----------------|
| (7) | 施設運営事業費補助金の執行において、補助事業者から実績報告書の提出を受けた場合は、原則として実績報告書を受領した日から20日以内に額の確定通知を行い、当該年度中に支出しなければならないが、これらの事務が遅延し、翌年度予算で支出しているものが、1件、827万2,508円あった。 | 保健福祉部 第3回 |
| (4) | 運営費補助金の執行において、補助金の額は、補助基準額、補助対象経費の実支出額、総事業費から診療収入額及び寄付金その他収入額を控除した額のいずれか低い額とされているが、その他収入額の一部を控除していない実績報告書により、補助金の額の確定を行ったことから、補助金を過大に交付しているものが、1件、20万1,000円あった。 | 保健福祉部 第3回 |
| (9) | 高等学校生徒遠距離通学費等補助金において、交付の対象となる者は、総所得金額が教育長が定める基準額に満たない者などとされているが、交付申請の審査に当たり、総所得金額から社会保険料等を控除した金額と基準額を比較したことから、総所得金額が基準額を超えている者に対して交付決定しているものが、1件、10万4,000円あった。 | 日高教育局 第1回 |
| (1) | 児童扶養手当は、母子家庭など、ひとり親家庭の生活の安定と自立を促すことなどを目的とし、その支給において、1年分を年3回に分け、1回当たり4か月分をまとめて支給しているが、平成26年12月の支給について、支給手続きの漏れや誤った電算処理を行ったことから、手当の未支給が74名、682万9,490円、過払いが49名、254万7,530円あった。 上記事態の是正のため、未支給分については、平成26年12月24日までに全て支給し、また、過払分のうち、手当の受給資格を有し、次回も手当の支給を受けることとなる34名、77万9,650円については、次回の支給月に支給額の減額調整を行うこととし、手当の受給資格が無いなどの15名、176万7,880円については、返還を求めた。 しかし、返還を求めている過払分のうち、平成27年2月の監査時点で返還未済となっているものが、4名、50万6,900円あった。 | ホ-ツ総合振興局 第1回 |
| (4) | 補助金の執行において、補助金が補助事業者からさらに間接補助金となって給付される場合には、間接補助事業者に対する支払を完了したときが補助事業の完了となるが、間接補助金の支払前に補助事業者から提出された実績報告書に基づき、補助金の額の確定を行っているものが、1件、1億3,838万5,000円あった。 | 環境生活部 第3回 |
| (4) | 子育て支援対策事業において、補助金が補助事業者からさらに間接補助金となって給付される場合には、間接補助事業者に対する支払を完了したときが補助事業の完了となるが、間接補助金の支払前に補助事業者から提出された実績報告書に基づき、補助金の額の確定を行っているものが、1件、203万4,000円あった。 | 根室振興局 第2回 |
| 《指導事項》 | | |
| (7) | 補助金の交付決定に当たっては、必要な交付条件を付すこととされているが、補助事業の執行に重要な条項を補助指令書に記載していないものがあった。 | 胆振総合振興局 第3回 |

| | | |
|---|-------|-----|
| (4) 政務活動費の収支報告書及び領収書等の写しの提出があったときは、これらの確認を行うとともに、条例で定める経費の範囲に従い使用されているかについて調査等を行うこととされているが、提出された調査研究費等の領収書において、内容を十分に確認することなく、領収書に宛名等の記載がなく、領収書等添付票の余白にも宛名等を記入していない領収書等を有効なものとして受理しているものがあった。 | 議会事務局 | 第3回 |
|---|-------|-----|

キ その他

《指摘事項》

| (7) 報償費及び旅費の執行において、講演会の講師に対する謝金等の支出手続きを失念したため、平成25年度予算で支出すべきところを平成26年度予算で支出しているものが、1名分、20万1,120円あった。 | 深川西高等学校 | 第1回 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|-----------------------|-------------------|---------|----------------|-----|-----|--------|------|-------|---|--------|--------|-------|--|---|--------|-------|---|--------|--------|---------------|--|---|--------|---------------|---|--------|--------|----------------|--|---|--------|---|---|--------|---------|--|-----|--|--|---------|--|
| (4) 需用費の執行において、代金の支払は、債権者のためでなければ、これをすることができず、代金を代理人が領収しようとする場合にあっては、委任状が必要であるが、代金の支払先として、債権者以外の口座を指定した請求について、委任状による受領権限の確認を行わずに支払っているものが、10件、20万8,805円あった。 | 新得警察署 | 第1回 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (9) 所得税等の源泉徴収が必要な報酬等の支払をする場合は、これを徴収し、国に納付しなければならないが、平成22年から平成26年にこれを行わなかったことから、延滞税及び不納付加算税を支払っているものが、3部局で9件、17万4,600円あった。 | 経済部 建設部 胆振総合振興局 | 第3回 第3回 第3回 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・部局において5万円以上の支出があるもの (単位: 件、円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>部局名</th> <th>事項数</th> <th>延滞税</th> <th>不納付加算税</th> <th>未納期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">経 済 部</td> <td>3</td> <td>10,600</td> <td>49,500</td> <td rowspan="2">平成26年</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>60,100</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建 設 部</td> <td>4</td> <td>26,900</td> <td>27,000</td> <td rowspan="2">平成22年 ～24年</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>53,900</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">胆 振 総 合 振 興 局</td> <td>2</td> <td>17,100</td> <td>43,500</td> <td rowspan="2">平成23年 及び26年</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>60,600</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>9</td> <td>54,600</td> <td>120,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td></td> <td>174,600</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | | | | 部局名 | 事項数 | 延滞税 | 不納付加算税 | 未納期間 | 経 済 部 | 3 | 10,600 | 49,500 | 平成26年 | | 計 | 60,100 | 建 設 部 | 4 | 26,900 | 27,000 | 平成22年 ～24年 | | 計 | 53,900 | 胆 振 総 合 振 興 局 | 2 | 17,100 | 43,500 | 平成23年 及び26年 | | 計 | 60,600 | 計 | 9 | 54,600 | 120,000 | | 合 計 | | | 174,600 | |
| 部局名 | 事項数 | 延滞税 | 不納付加算税 | 未納期間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 経 済 部 | 3 | 10,600 | 49,500 | 平成26年 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 計 | 60,100 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 建 設 部 | 4 | 26,900 | 27,000 | 平成22年 ～24年 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 計 | 53,900 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 胆 振 総 合 振 興 局 | 2 | 17,100 | 43,500 | 平成23年 及び26年 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 計 | 60,600 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 9 | 54,600 | 120,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合 計 | | | 174,600 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

《指導事項》

| (7) 戦没者追悼式における報償物品である供花の代金については、資金前渡により私費立替払できる報償費として定められていないが、私費立替払を行った職員に前渡資金により立替金を支払っているものが、1件、1万円あった。 | 空知総合振興局 | 第3回 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--------------------------------|--------------------------|--------|----------------|-----|-----|--------|------|-------|---|--------|--|----------------|--|---|--------|-----------|---|--------|--------|---------------|--|---|--------|-----------|---|-------|--|----------------|--|---|-------|-----------|---|-------|-------|----------------|--|--|-------|---|----|--------|--------|--|-----|--|--|--------|--|
| (4) 需用費及び役務費の執行において、代金の支払は、契約の相手方と書面により支払期限を約定したときは、その期限までに支払わなければならないが、支出が遅延しているものが、5件、8万172円あった。 | 日高振興局 | 第2回 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (9) 需用費の執行において、代金の支払は、債権者のためでなければ、これをすることができず、代金を代理人が領収しようとする場合にあっては、委任状が必要であるが、営業を引き継いだ事業者から請求のあった旧事業者が納入した物品代金について、委任状による受領権限の確認を行わずに支払っているものが、1件、6,186円あった。 | 遠軽警察署 | 第1回 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1) 所得税等の源泉徴収が必要な報酬等の支払をする場合は、これを徴収し、国に納付しなければならないが、平成22年から平成26年の間にこれを行わなかったことから延滞税及び不納付加算税を支払っているものが、4部局で16件、5万6,400円あった。 | 総務部 漁業研修所 近代美術館 帯広美術館 | 第3回 第1回 第1回 第3回 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (単位: 件、円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>部局名</th> <th>事項数</th> <th>延滞税</th> <th>不納付加算税</th> <th>未納期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">総 務 部</td> <td>5</td> <td>10,200</td> <td></td> <td rowspan="2">平成22年 及び25年</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>10,200</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">漁 業 研 修 所</td> <td>6</td> <td>19,300</td> <td>13,000</td> <td rowspan="2">平成22年 ～25年</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>32,300</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">近 代 美 術 館</td> <td>3</td> <td>5,900</td> <td></td> <td rowspan="2">平成22年 及び24年</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>5,900</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">帯 広 美 術 館</td> <td>2</td> <td>3,000</td> <td>5,000</td> <td rowspan="2">平成23年 及び26年</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>8,000</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>16</td> <td>38,400</td> <td>18,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td></td> <td>56,400</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | | | | 部局名 | 事項数 | 延滞税 | 不納付加算税 | 未納期間 | 総 務 部 | 5 | 10,200 | | 平成22年 及び25年 | | 計 | 10,200 | 漁 業 研 修 所 | 6 | 19,300 | 13,000 | 平成22年 ～25年 | | 計 | 32,300 | 近 代 美 術 館 | 3 | 5,900 | | 平成22年 及び24年 | | 計 | 5,900 | 帯 広 美 術 館 | 2 | 3,000 | 5,000 | 平成23年 及び26年 | | | 8,000 | 計 | 16 | 38,400 | 18,000 | | 合 計 | | | 56,400 | |
| 部局名 | 事項数 | 延滞税 | 不納付加算税 | 未納期間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 総 務 部 | 5 | 10,200 | | 平成22年 及び25年 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 計 | 10,200 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 漁 業 研 修 所 | 6 | 19,300 | 13,000 | 平成22年 ～25年 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 計 | 32,300 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 近 代 美 術 館 | 3 | 5,900 | | 平成22年 及び24年 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 計 | 5,900 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 帯 広 美 術 館 | 2 | 3,000 | 5,000 | 平成23年 及び26年 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 8,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 16 | 38,400 | 18,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合 計 | | | 56,400 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(4) 契約に係る事項

ア 工事契約

《指摘事項》

| | | |
|---|---------|-----|
| (7) 実習船の中間検査工事に係る予定価格の積算において、救命筏の膨張試験に伴い交換するガスボンベの数量を誤ったため、契約金額が割高となっているものが、1件、32万6,160円あった。 | 渡島教育局 | 第1回 |
| (4) 治山工事等の入札の執行において、予定価格調書の予定価格、最低制限価格及びそれらの入札書比較価格を誤って記載したことに気づかず入札を執行し、その後、予定価格調書を差し替えているものが、9件あった。 | 上川総合振興局 | 第2回 |

| | | |
|--|------------|-----|
| 《指導事項》 | | |
| (7) 修繕工事において、契約担当者等は、1件の予定価格が100万円以上の契約を随意契約の方法により締結しようとするときは、予定価格調書を作成しなければならないが、これを作成していないものがあった。 | 室蘭高等技術専門学院 | 第1回 |
| (4) 工事に係る電子入札の執行において、電子入札システムには、予定価格調書の予定価格及び最低制限価格の入札書比較価格を入力しなければならないが、最低制限価格について、予定価格調書の入札書比較価格と異なる価格を入力していた。 | 石狩振興局 | 第1回 |
| (9) 育林事業請負契約において、事業期間の延長を行っているが、契約保証金に係る保証契約期間の延長が行われていないものがあった。 | 釧路総合振興局 | 第2回 |

イ 委託契約

| | | |
|--|--------------------------------------|-------------------|
| 《指導事項》 | | |
| (7) 広域相談支援体制整備事業委託業務の執行において、業務が完了したときは、受託者は速やかに実績報告書等を提出し、委託者はその実績報告書等を審査の上、委託料の額を確定して受託者へ通知することとされているが、それらを行っていないものが、1件、651万2,000円あった。 | 日高振興局 | 第2回 |
| (4) 庁舎清掃業務委託契約において、競争入札は、消費税等抜き価格相当額で競争させ、予定価格及び最低制限価格の消費税等抜き価格相当額である入札書比較価格により落札者を決定しなければならないが、誤って消費税等相当額が含まれている予定価格及び最低制限価格により落札者を決定したため、契約金額が割高となっているものが、1件、32万8,320円あった。 | 計量検定所 | 第1回 |
| (9) 庁舎清掃業務委託契約に係る予定価格の積算において、建物外部の清掃回数を誤ったことなどから、契約金額が割高となっているものが、1件、12万9,585円あった。 また、平成27年度の当該契約も同様な事態となっており、契約金額が割高となっているものが、1件、12万7,136円あった。 | 胆振総合振興局 | 第3回 |
| (1) 単価契約を含む業務委託契約において、一部の予定単価の積算に諸経費込みの技術者料金を用いているが、当該技術者料金を含めた額により諸経費を算定したことから予定単価が過大となり、契約単価が割高となったものがあったため、委託料を過大に支出しているものが、1件、5万9,658円あった。 | 総務部 | 第3回 |
| (4) 清掃業務等の委託契約において、最低制限価格の計算を誤りこれを高く設定したことから、落札者とすべき者を失格としたため、契約金額が割高となっているものが、2部局で2件、12万9,600円あった。 | 胆振教育局 留萌振興局 | 第1回 第2回 |
| (単位：件、円) | | |
| 部 局 名 | 事項数 | 金 額 |
| 胆 振 教 育 局 | 1 | 71,280 |
| 留 萌 振 興 局 | 1 | 58,320 |
| 計 | 2 | 129,600 |
| (4) 委託業務の契約において、委託料により取得した物件又は権利があるときは、当該委託業務の完了後、直ちに道に移転することとされているが、これを行っていないものが、5件、36万3,916円分あった。 | 保健福祉部 | 第3回 |
| (4) 認知機能検査業務委託において、委託先は法令の規定により法人に限定されるが、個人を委託先として契約し、支出しているものが、1件、22万503円あった。 | 釧路方面本部 | 第1回 |
| (9) コンクリート排水処理設備保守管理業務において、保守管理者により集められた産業廃棄物である汚泥の処理については、排出事業者である教育局が、産業廃棄物収集運搬及び処分業者と、運搬と処分に係る業務について委託契約を締結しなければならないが、これらを行わず処理しているものが、1件、18万3,838円あった。 | 上川教育局 | 第1回 |
| (7) 庁舎清掃業務等の委託契約において、最低制限価格の算定を誤りこれを低く設定したことから、失格とすべき者を落札者としていた。 | 江差高等看護学院 札幌高等技術専門学院 釧路高等技術専門学院 | 第2回 第1回 第2回 |
| (1) 庁舎警備業務委託契約において、契約保証金については、過去2年間に地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結した実績があるなどの場合には、その納付を免除することができることとされているが、当該免除要件に該当しない者の契約保証金の納付を免除しているものが、1件、100万9,584円相当あった。 | 紋別高等看護学院 | 第1回 |

| | | |
|---|---|--|
| 《指導事項》 | | |
| (7) 委託業務に係る競争入札の執行において、業務の内容が工事に係る設計、測量及び地質調査等の委託契約に該当する場合は、関係部長等が定める基準に基づき、最低制限価格を設定するものとされているが、これに該当しない契約について、その基準により最低制限価格を設定していた。 | ホノヅ総合振興局 留萌振興局 日高振興局 上川総合振興局 十勝総合振興局 空知総合振興局 | 第1回 第2回 第2回 第2回 第2回 第3回 |
| (4) 業務委託契約において、契約を締結しようとするときは、契約締結前に契約保証金を納めさせなければならないが、相手方から契約保証金が納付される前に契約を締結しているものがあった。 | 保健福祉部 | 第3回 |
| (9) 庁舎清掃委託業務に係る予定価格調書の作成において、入札書比較価格や最低制限価格を誤って記載しているものがあった。 | 胆振総合振興局 | 第3回 |

ウ その他の契約

| | | |
|--|---|---|
| 《指摘事項》 | | |
| (7) 購入決定を行った定期刊行物について、長期間納品されていないにもかかわらず、その代金を支出しているものがあった。 | 室蘭聾学校 | 第1回 |
| (4) 診療用医薬品の物品売買単価契約に係る一般競争入札の執行において、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならないが、これを行わず再度入札により落札者を決定していた。 | ホ-ツ総合振興局 | 第1回 |
| 《指導事項》 | | |
| (7) 物品の再リースに係る賃貸借契約において、代表者印の押印のない見積書が提出されたときは、無効としなければならないが、これを有効なものとして契約を締結しているものがあった。 | 議会事務局 | 第3回 |
| (4) 医薬品購入の単価契約に係る一般競争入札の執行において、契約の相手方は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者としてとされているが、落札者決定後、契約の締結に当たって、本来契約すべき者以外と契約を締結し支出しているものが、1件、1万8,834円あった。 | ホ-ツ総合振興局 | 第1回 |
| (9) 貨物兼乗用自動車の賃貸借契約に係る予定価格の積算において、車両減価償却費の積算を誤ったことから、積算金額が過大となっているものが、1件、33万2,700円あった。 | 総務部 | 第3回 |
| (1) 委託契約等において、契約書には、契約の相手方が暴力団関係事業者等に該当するときは、道は契約を解除することができる旨を記載するものとされているが、これを記載していないものがあった。 | 日高振興局 十勝総合振興局 消防学校 渡島総合振興局 空知総合振興局 選挙管理委員会事務局 建設部 | 第2回 第2回 第3回 第3回 第3回 第3回 第3回 |
| (4) 委託契約に係る公募型プロポーザル方式の公告において、暴力団関係事業者等でないことを参加資格要件の一つとして定めているが、暴力団関係事業者等でないことを誓約した書面を徴するなど参加資格要件に該当することを確認しないまま、資格審査を行っているものがあった。 | 環境生活部 | 第3回 |
| (6) 電話主装置バッテリー取替工事において、取り外された産業廃棄物であるバッテリーの処理については、排出事業者である道が、産業廃棄物収集運搬業者及び処分業者と、運搬と処分に係る業務について委託契約をしなければならないが、これらを行わず処理しているものがあった。 | 向陽学院 | 第2回 |
| (4) 物品の購入において、契約担当者等は、1件の予定価格が100万円以上の契約を随意契約の方法により締結しようとするときは、予定価格調書を作成しなければならないが、これを作成していないものがあった。 | 総務部 | 第3回 |
| (9) 役務費の執行において、1件の予定価格が100万円を超える随意契約をする場合は、参加者の指名選考等について、入札参加者指名選考委員会で審議しなければならないが、これを行っていなかった。 | 札幌高等技術専門学院 | 第1回 |
| (5) 財産に係る事項 | | |
| ア 公有財産 | | |
| 《指導事項》 | | |
| (7) 教育財産の使用許可に係る加算料金の徴収において、清掃料の加算料金の算定を誤ったことから、過少となっているものが、3件、2万7,309円あった。 | 近代美術館 | 第1回 |
| (4) 道営住宅等の指定管理業務においては、指定管理者から四半期業務報告書を提出させ、当該四半期ごとに指定管理者が行う業務に対する評価の基準に基づき審査し、及び実地について調査し、履行の状況を確認することとされているが、第1四半期分については実地について調査を行っておらず、第2四半期及び第3四半期分については当該報告書を受けておらず、さらに、審査及び調査も行っていないものがあった。 | 後志総合振興局 | 第1回 |
| (9) 道が所有する土地、建物等を借り受けている団体が、当該物件を転貸する場合は、道の承認を受けることとされているが、物件の一部を転貸しているにもかかわらず、当該団体に対し、承認を受けさせていなかった。 | 保健福祉部 | 第3回 |
| イ 物品 | | |
| 《指摘事項》 | | |
| (7) 生徒の実習により物品の生産があった場合は、その旨を報告し、現品を確認の上、生産品受入（処分）決定書により受入れ及び処分の方法等を決定し、それらの生産品を売り払おうとする場合は、物品売払決定書により売払いを決定しなければならないが、これら一連の手続きを行わずに売り払っているものが、17件、224万2,088円あった。 | 富良野緑峰高等学校 | 第1回 |
| (4) 物品の管理において、道は原子力災害対策指針等に基づき、緊急時における道内の環境放射線及び放射性物質に関する迅速な状況把握や住民等への情報提供を行うため、環境放射線モニタリング設備・機器等に係る物品を関係町村へ引き渡しているが、当該物品の引渡しについて、寄託、貸付等のいずれの措置によるものかを明確にしておらず、それらに必要ないずれの手続きも行っていないものがあった。 | 原子力環境センター | 第2回 |

《指導事項》

| <p>(7) 公用車の保守管理において、運行管理者は、法令等を遵守して定期点検整備を実施しなければならないが、これを実施していない公用車が、9部局、87台あった。 (対象期間：平成22年度～平成26年度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部局名</th> <th>自動車の種別等</th> <th>台数</th> <th>回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防学校</td> <td>自家用特殊用途自動車</td> <td>7</td> <td>69</td> </tr> <tr> <td>空知総合振興局</td> <td>自家用貨物自動車 他</td> <td>5</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>胆振総合振興局</td> <td>自家用貨物自動車 他</td> <td>7</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>檜山振興局</td> <td>自家用貨物自動車 他</td> <td>7</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>上川総合振興局</td> <td>自家用貨物自動車 他</td> <td>4</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>留萌振興局</td> <td>自家用貨物自動車 他</td> <td>2</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>オホーツク総合振興局</td> <td>自家用貨物自動車 他</td> <td>12</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>十勝総合振興局</td> <td>自家用貨物自動車 他</td> <td>22</td> <td>86</td> </tr> <tr> <td>釧路総合振興局</td> <td>自家用特殊用途自動車 他</td> <td>21</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>87</td> <td>359</td> </tr> </tbody> </table> | 部局名 | 自動車の種別等 | 台数 | 回数 | 消防学校 | 自家用特殊用途自動車 | 7 | 69 | 空知総合振興局 | 自家用貨物自動車 他 | 5 | 15 | 胆振総合振興局 | 自家用貨物自動車 他 | 7 | 21 | 檜山振興局 | 自家用貨物自動車 他 | 7 | 18 | 上川総合振興局 | 自家用貨物自動車 他 | 4 | 18 | 留萌振興局 | 自家用貨物自動車 他 | 2 | 8 | オホーツク総合振興局 | 自家用貨物自動車 他 | 12 | 44 | 十勝総合振興局 | 自家用貨物自動車 他 | 22 | 86 | 釧路総合振興局 | 自家用特殊用途自動車 他 | 21 | 80 | 計 | | 87 | 359 | <p>消防学校 空知総合振興局 胆振総合振興局 檜山振興局 上川総合振興局 留萌振興局 オホーツク総合振興局 十勝総合振興局 釧路総合振興局</p> | <p>第3回 第3回 第3回 第2回 第2回 第2回 第1回 第2回 第2回</p> |
|---|-----------------------|------------|-----|----|------|------------|---|----|---------|------------|---|----|---------|------------|---|----|-------|------------|---|----|---------|------------|---|----|-------|------------|---|---|------------|------------|----|----|---------|------------|----|----|---------|--------------|----|----|---|--|----|-----|--|--|
| | 部局名 | 自動車の種別等 | 台数 | 回数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 消防学校 | 自家用特殊用途自動車 | 7 | 69 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 空知総合振興局 | 自家用貨物自動車 他 | 5 | 15 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 胆振総合振興局 | 自家用貨物自動車 他 | 7 | 21 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 檜山振興局 | 自家用貨物自動車 他 | 7 | 18 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 上川総合振興局 | 自家用貨物自動車 他 | 4 | 18 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 留萌振興局 | 自家用貨物自動車 他 | 2 | 8 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | オホーツク総合振興局 | 自家用貨物自動車 他 | 12 | 44 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 十勝総合振興局 | 自家用貨物自動車 他 | 22 | 86 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 釧路総合振興局 | 自家用特殊用途自動車 他 | 21 | 80 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | | 87 | 359 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>(4) 公用車の管理において、運転者は、運行終了後は自動車を点検し、管理等を行う職員は常に良好な状態で保管しなければならないが、運行終了後の点検等を適切に行っていないことから、損傷があった時点で報告がされておらず、発生日や発生原因等が不明な損傷により多額の修繕費用を支出しているものがあった。</p> | 宗谷教育局 | 第1回 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>(5) 公用車の管理において、運転者は、運行終了後は自動車を点検し、管理等を行う職員は常に良好な状態で保管しなければならないが、損傷があった時点で報告がされておらず、別の自損事故に併せて事故報告及び修繕を行っているものがあった。</p> | 総務部 | 第3回 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>(エ) 劇物の管理において、毒劇物等の管理責任者は、受払簿等に薬品の購入年月日、購入数量等を記入し、常に現在量を把握するとともに、月ごとに現在量と受払簿等の数量に不符がないかなどについて点検、確認しなければならないが、平成23年7月に教育局から受け入れた薬品について、これらを行っておらず、平成26年5月に受け入れたものとして記入していた。</p> | 羅臼高等学校 | 第1回 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>(オ) 劇物の管理においては、取扱責任者を設置し、受払簿等を備え付けて当該毒劇物等の使用内容を明らかにしておくこととされているが、施設の維持管理に使用する劇物について、これらを行っていないかった。</p> | 羽幌警察署 計量検定所 | 第1回 第1回 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>(カ) 毒劇物等に該当する医薬品の処分において、物品不用決定書による不用の決定を行わずに廃棄処分しているものがあった。</p> | オホーツク総合振興局 十勝総合振興局 | 第1回 第2回 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>(キ) 毒劇物等の処分において、物品不用決定書による不用の決定を行わずに廃棄処分していた。</p> | 空知総合振興局 | 第3回 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>(ク) 劇薬の処分において、物品不用決定書による不用の決定を行っていないかった。</p> | 胆振総合振興局 | 第3回 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>(ケ) 郵便切手類は、堅固な容器に保管するなど保管に留意し、払出しを受けた物品供用員又は物品使用者は受払簿等により受払いの記録を行うこととされているが、これらを行っていないものがあった。</p> | 日高振興局 | 第2回 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(6) 工事（技術）に係る事項

ア 設計

《指導事項》

| | | |
|--|------------|-----|
| <p>(7) 砂防工事において、冬期施工となる山腹法面部の植生工の設計に当たり、生芝を選定する場合は、施工完了時期が日平均気温0℃以上までの適期に施工することとされているが、適期以外の時期に施工したため、植生不良となるおそれがあり、施工時期等に適応した植生工法の選定が適切でなかった。</p> | オホーツク総合振興局 | 第1回 |
| <p>(4) 道路改築工事において、切土法面を保護する法面用特殊ふとんかごの設計に当たり、中詰材料の規格を0mmから80mmの切込砂利としているが、特殊ふとんかごの網目は50mmであり、網目から中詰材料が流出する恐れがある場合は、流出防止の対策を講じる必要があるが、これをしていなかったため、設計金額が過少となっていた。</p> | 胆振総合振興局 | 第3回 |

イ 積算

《指導事項》

| | | |
|--|---------|-----|
| <p>(7) 河川改修工事において、ダンプトラックによる土砂運搬費の積算に当たり、運搬路が舗装道路等の場合には、運搬路区分を良好とする歩掛りで積算しなければならないが、誤って運搬路区分を普通とする歩掛りで積算したため、設計金額が過大となっていた。</p> | 釧路総合振興局 | 第2回 |
| <p>(4) 草地整備工事において、家畜保護施設等建築工事で使用する仮設敷鉄板の積算に当たり、敷鉄板の賃料は、日額賃料に供用日数を乗じて計上することとされているが、供用日数を乗じておらず、また、使用期間に応じて定められている日額賃料の適用を考慮せず積算したため、設計金額が過少となっていた。</p> | 留萌振興局 | 第2回 |
| <p>(5) 砂防工事において、砂防えん堤の土工の積算に当たり、埋戻土の全量を施工幅が1m以上4m未満の場合に適用する歩掛りで積算していたが、一部の施工幅は4m以上となっていることから、埋戻土の一部土量は、4m以上の場合に適用する歩掛りで積算すべきであり、設計金額が過大となっていた。 また、砂防えん堤の水替工の積算に当たり、仮締切を3箇所に分けて段階的に行う場合は、ポンプ据付撤去を各締切ごとに1箇所ずつ計上すべきところ、全体で1箇所として積算していたため、設計金額が過少となっていた。</p> | 上川総合振興局 | 第2回 |

| | | |
|--|---------|-----|
| (エ) 道路改良工事において、仮設道路を施工するに当たり、ストックヤードに保管してあるガードレール及び視線誘導標等を再使用する場合には、これらを支給材料として取扱い、支給材料費相当額を間接工事費の対象として積算しなければならないが、これを行っていなかったため、設計金額が過少となっていた。 | 十勝総合振興局 | 第2回 |
| (カ) 河川改修工事において、河道の土砂を掘削して築堤に流用する積算に当たり、掘削土が軟弱なため、土砂とセメントを混合して土壌改良により盛土として使用する設計変更をしているが、混合する機械までの小運搬経費を計上していなかったため、設計金額が過少となっていた。 | 渡島総合振興局 | 第3回 |
| (キ) 庁舎暖房設備工事において、温風暖房機の見積りにより策定するに当たり、類似品の見積価格から査定を行う場合は、査定に用いる類似品の見積価格は最低価格の見積書のものとするものとされているが、これ以外の見積書のものを用いて査定率を決定していた。 | 警察本部 | 第3回 |

ウ 施工

《指導事項》

| | | |
|--|---------|-----|
| 営農用水工事において、管路掘削溝の法肩部に仮置きスペース等を設置する場合は、掘削底部からの上載荷重影響線の外側に設置すべきところ、影響線より内側に掘削土砂を仮置きして掘削溝内で管路設置等の作業を行っており、安全管理が適切でなかった。 | 宗谷総合振興局 | 第1回 |
|--|---------|-----|

エ 事務処理

《指導事項》

| | | |
|---|-------------------------------|-------------------|
| (7) 道路改良工事等において、道路等の掘削により3,000㎡以上の土地の形質を変更する場合は、着手する日の30日前までに、当該土地の形質を変更する場所や着手予定日等を都道府県知事に届け出なければならないが、これを行っていなかった。 | 十勝総合振興局 釧路総合振興局 渡島総合振興局 | 第2回 第2回 第3回 |
| (4) 農道工事において、私有地を建設発生土の処分場所及びすき取り土の一時保管場所として使用する場合は、あらかじめ土地所有者と契約書を締結し、土地返還時には確認書を取り交わす必要があるが、これを行っていなかった。 | 十勝総合振興局 | 第2回 |
| (9) 昇降機改善工事において、工事完成前に昇降機を部分使用させる場合には、使用目的に適合する品質等を確認する検査を行い、受注者から使用について承諾を得る手続きを行う必要があるが、これらを行わずに受注者の自主検査を終えたものから順次使用させていた。 | 石狩振興局 | 第1回 |
| (イ) 道路改良工事において、設計変更で増工した雪崩予防柵を支給材としているが、工事契約書に必要な契約条項を追加することなく契約していた。また、支給材料の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、検査をしなければならないが、これを行っておらず、さらに、引渡し後も受領書を受け取っていなかった。 | 上川総合振興局 | 第2回 |
| (カ) 橋梁工事において、作業工程の見直しにより濁水処理施設の運転日数を変更する場合は、変更部分の工事着手前に設計変更の手続きを行わなければならないが、工事着手後に手続きを行っており、事務処理が適切でなかった。 | 十勝総合振興局 | 第2回 |
| (キ) 営繕工事において、工事目的物の内容に変更が生じる場合には、変更部分の工事について、設計変更の内容を決定して受注者の承諾後に着手することとされているが、これ以前に着手しており、事務処理が適切でなかった。 | 建設部 | 第3回 |
| (ク) 道営住宅新築工事において、住宅敷地に接続する市道の改良工事を行う場合には、道路管理者である市長の承認を受けなければならないが、これを行っておらず、事務処理が適切でなかった。 | 建設部 | 第3回 |

(7) その他

ア 収入取扱員

《指導事項》

| | | |
|---|---------|-----|
| (7) 収入取扱員に異動があったときは、前任者は、異動発令の日から10日以内に、引継書を作成し、その保管又は管理に係る帳簿等及び証拠書類を後任者に引き継がなければならないが、これを行っていなかった。 | 渡島総合振興局 | 第3回 |
| (4) 収入取扱員等は、現金領収証書の合計金額を訂正してはならないが、合計金額を誤って記載したため、正当金額に書き直し、その現金領収証書を納入義務者に交付しているものがあった。 | 日高振興局 | 第2回 |

イ 資金前渡員

《指摘事項》

| | | |
|--|---------|-----|
| 前渡資金の精算について、資金前渡員は、当該年度における支払が完了し、前渡資金に使用残額があるときは、その資金を返納しなければならないが、平成25年度の予算に係る前渡資金の残額を返納することなく、平成26年度に当該資金を支払っているものが、2件、2万円あった。 また、資金前渡員は、交際費の支払を決定する場合、交際費・食糧費使用（予算執行）決定書により行わなければならないが、当該決定書が作成されていないにもかかわらず、前渡資金を支払っていた。 | 釧路総合振興局 | 第2回 |
|--|---------|-----|

ウ その他

《指導事項》

| | | |
|---|-------|-----|
| 特定不妊治療費助成金請求調停事件において、調停に代わる決定があり、賠償金として、1件、15万円の支出があった。 | 保健福祉部 | 第3回 |
|---|-------|-----|

6 公用車による交通事故等が発生しているもの

(1) 公用車による交通事故

| 《指摘事項》 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|-----|------------|-----|----|---------|---|-----------|-------|---|-----------|------|----|------------|---|-----|------------|-----|-----|----|------|---|---------|--------------------------|-------------------|
| <p>賠償金及び修繕費用等が1件、100万円以上の支出があるもの 公用車による交通事故が発生し、賠償金及び修繕費用等として、3部局で102件、3,462万2,966円の支出があった。 また、全損により、公用車2台（残存価額735,420円）の廃車があった。</p> <p>【賠償金及び修繕費用等の合計】 (単位：件、円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部局名</th> <th>事項数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>渡島総合振興局</td> <td>5</td> <td>2,519,717</td> </tr> <tr> <td>日高振興局</td> <td>3</td> <td>1,824,277</td> </tr> <tr> <td>警察本部</td> <td>94</td> <td>30,278,972</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>102</td> <td>34,622,966</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 警察本部については、本部のほか、各方面本部及び各警察署を含む。 2 賠償金及び修繕費用等の合計には、当該部局における、1件、100万円以上の交通事故のほか、1件、10万円以上の交通事故に係る事項数及び金額を含む。</p> <p>【全損により廃車した公用車の残存価額の合計】 (単位：件、円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部局名</th> <th>事項数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警察本部</td> <td>2</td> <td>735,420</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 全損により廃車した公用車については、残存価額を算定したものであり、支出を伴ったものではない。</p> | | 部局名 | 事項数 | 金額 | 渡島総合振興局 | 5 | 2,519,717 | 日高振興局 | 3 | 1,824,277 | 警察本部 | 94 | 30,278,972 | 計 | 102 | 34,622,966 | 部局名 | 事項数 | 金額 | 警察本部 | 2 | 735,420 | 渡島総合振興局 日高振興局 警察本部 | 第3回 第2回 第3回 |
| 部局名 | 事項数 | 金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 渡島総合振興局 | 5 | 2,519,717 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 日高振興局 | 3 | 1,824,277 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 警察本部 | 94 | 30,278,972 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 102 | 34,622,966 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 部局名 | 事項数 | 金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 警察本部 | 2 | 735,420 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 《指導事項》 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|-----|------------|-----|----|-----|---|---------|---------|---|---------|-------|---|---------|---------|---|---------|---------|---|---------|---------|---|---------|-------|---|---------|---------|---|---------|------------|---|-----------|---------|---|---------|---------|---|-----------|-------|---|---------|-----------|---|---------|-------|---|---------|----------|---|---------|----------|---|---------|---|----|------------|-----|-----|----|---------|---|---------|---------|---|---------|---|---|---------|---|--|
| <p>賠償金及び修繕費用等が1件、10万円以上の支出があるもの 公用車による交通事故が発生し、賠償金及び修繕費用として、16部局で39件、1,099万7,910円の支出があった。 また、全損により、公用車2台（残存価額665,000円）の廃車があった。</p> <p>【賠償金及び修繕費用等の合計】 (単位：件、円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部局名</th> <th>事項数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経済部</td> <td>1</td> <td>157,680</td> </tr> <tr> <td>空知総合振興局</td> <td>2</td> <td>638,473</td> </tr> <tr> <td>石狩振興局</td> <td>1</td> <td>116,072</td> </tr> <tr> <td>後志総合振興局</td> <td>2</td> <td>211,220</td> </tr> <tr> <td>胆振総合振興局</td> <td>3</td> <td>548,232</td> </tr> <tr> <td>上川総合振興局</td> <td>2</td> <td>990,702</td> </tr> <tr> <td>留萌振興局</td> <td>1</td> <td>561,168</td> </tr> <tr> <td>宗谷総合振興局</td> <td>2</td> <td>652,310</td> </tr> <tr> <td>オホーツク総合振興局</td> <td>7</td> <td>2,506,720</td> </tr> <tr> <td>十勝総合振興局</td> <td>5</td> <td>806,798</td> </tr> <tr> <td>釧路総合振興局</td> <td>7</td> <td>2,062,041</td> </tr> <tr> <td>根室振興局</td> <td>1</td> <td>733,292</td> </tr> <tr> <td>原子力環境センター</td> <td>1</td> <td>174,804</td> </tr> <tr> <td>石狩教育局</td> <td>2</td> <td>574,679</td> </tr> <tr> <td>オホーツク教育局</td> <td>1</td> <td>102,259</td> </tr> <tr> <td>余市紅志高等学校</td> <td>1</td> <td>161,460</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>39</td> <td>10,997,910</td> </tr> </tbody> </table> <p>【全損により廃車した公用車の残存価額の合計】 (単位：件、円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部局名</th> <th>事項数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空知総合振興局</td> <td>1</td> <td>210,000</td> </tr> <tr> <td>釧路総合振興局</td> <td>1</td> <td>455,000</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2</td> <td>665,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 全損により廃車した公用車については、残存価額を算定したものであり、支出を伴ったものではない。</p> | | 部局名 | 事項数 | 金額 | 経済部 | 1 | 157,680 | 空知総合振興局 | 2 | 638,473 | 石狩振興局 | 1 | 116,072 | 後志総合振興局 | 2 | 211,220 | 胆振総合振興局 | 3 | 548,232 | 上川総合振興局 | 2 | 990,702 | 留萌振興局 | 1 | 561,168 | 宗谷総合振興局 | 2 | 652,310 | オホーツク総合振興局 | 7 | 2,506,720 | 十勝総合振興局 | 5 | 806,798 | 釧路総合振興局 | 7 | 2,062,041 | 根室振興局 | 1 | 733,292 | 原子力環境センター | 1 | 174,804 | 石狩教育局 | 2 | 574,679 | オホーツク教育局 | 1 | 102,259 | 余市紅志高等学校 | 1 | 161,460 | 計 | 39 | 10,997,910 | 部局名 | 事項数 | 金額 | 空知総合振興局 | 1 | 210,000 | 釧路総合振興局 | 1 | 455,000 | 計 | 2 | 665,000 | 経済部 空知総合振興局 石狩振興局 後志総合振興局 胆振総合振興局 上川総合振興局 留萌振興局 宗谷総合振興局 オホーツク総合振興局 十勝総合振興局 釧路総合振興局 根室振興局 原子力環境センター 石狩教育局 オホーツク教育局 余市紅志高等学校 | 第3回 第3回 第1回 第1回 第3回 第2回 第2回 第1回 第1回 第2回 第2回 第2回 第2回 第3回 第1回 第2回 |
| 部局名 | 事項数 | 金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 経済部 | 1 | 157,680 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 空知総合振興局 | 2 | 638,473 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 石狩振興局 | 1 | 116,072 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 後志総合振興局 | 2 | 211,220 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 胆振総合振興局 | 3 | 548,232 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 上川総合振興局 | 2 | 990,702 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 留萌振興局 | 1 | 561,168 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 宗谷総合振興局 | 2 | 652,310 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| オホーツク総合振興局 | 7 | 2,506,720 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 十勝総合振興局 | 5 | 806,798 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 釧路総合振興局 | 7 | 2,062,041 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 根室振興局 | 1 | 733,292 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 原子力環境センター | 1 | 174,804 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 石狩教育局 | 2 | 574,679 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| オホーツク教育局 | 1 | 102,259 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 余市紅志高等学校 | 1 | 161,460 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 39 | 10,997,910 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 部局名 | 事項数 | 金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 空知総合振興局 | 1 | 210,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 釧路総合振興局 | 1 | 455,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 2 | 665,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(2) その他の事故等

| 《指摘事項》 | | | |
|--------|--|-------|-----|
| ア | 灯油漏洩事故が発生し、土壌復旧費用として、1件、7,635万9,990円の支出があった。 | 日高振興局 | 第2回 |
| イ | 職務執行中に行政事故が発生し、賠償金等として、3件、180万4,493円の支出があった。 | 警察本部 | 第3回 |

| | | | |
|---|---|-------|-----|
| ウ | 高等学校の農業実習において異常成分が混入した生乳を生産、出荷し、同一のタンクローリーで集荷した農業者の生乳に当該異常成分乳が混入したことから、賠償金として、1件、84万7,001円の支出があった。 また、学校が出荷した生乳を廃棄処分としたため、1件、10万7,093円相当の損害があった。 | 釧路教育局 | 第1回 |
|---|---|-------|-----|

《指導事項》

| 施設等の管理瑕疵により物損事故が発生し、賠償金として、5部局で8件、187万998円の支出があった。 | | 水産林務部 空知総合振興局 後志総合振興局 上川総合振興局 警察本部 | 第3回 第3回 第1回 第2回 第3回 | |
|--|-----|--|---------------------------------|---------|
| (単位：件、円) | | | | |
| 部局名 | 事項数 | | | 金額 |
| 水産林務部 | 1 | | | 372,642 |
| 空知総合振興局 | 1 | | | 116,004 |
| 後志総合振興局 | 1 | | | 341,582 |
| 上川総合振興局 | 1 | | | 434,480 |
| 警察本部 | 4 | 606,290 | | |
| 計 | 8 | 1,870,998 | | |

7 公有財産の損傷等が発生しているもの

(1) 火災が発生し、復旧費用等を支出しているもの

《指摘事項》

| | | |
|--|------|-----|
| 職員住宅で火災が発生し、復旧費用として、186万8,400円の支出があった。 また、駐在所で火災が発生し、公有財産台帳価格865万2,238円の建物を全焼し、解体費用として、257万4,366円の支出があった。 | 警察本部 | 第3回 |
|--|------|-----|

(2) 物品の損傷が発生し、修繕費用を支出しているもの

《指摘事項》

| 修繕費用が5万円以上の支出があるもの 物品の損傷が発生し、修繕費用として、9部局で15件、147万4,581円の支出があった。 また、全損により、捜査用機材1台（残存価額25,421円）の廃棄があった。 | | 十勝総合振興局 教育庁 警察本部 西警察署 北警察署 苫小牧警察署 旭川中央警察署 留萌警察署 紋別警察署 | 第2回 第3回 第3回 第3回 第3回 第1回 第1回 第2回 | | |
|---|-----|---|--|-----------|-------------|
| 【修繕費用】 (単位：件、円) | | | | | |
| 部局名 | 事項数 | | | 金額 | 損傷物品 |
| 十勝総合振興局 | 3 | | | 471,613 | スノーモービル 他 |
| 教育庁 | 1 | | | 82,512 | パーソナルコンピュータ |
| 警察本部 | 3 | | | 143,316 | パーソナルコンピュータ |
| 西警察署 | 2 | | | 112,968 | パーソナルコンピュータ |
| 北警察署 | 1 | | | 89,424 | パーソナルコンピュータ |
| 苫小牧警察署 | 1 | | | 87,912 | パーソナルコンピュータ |
| 旭川中央警察署 | 1 | | | 85,968 | パーソナルコンピュータ |
| 留萌警察署 | 2 | | | 95,731 | 可搬式速度測定装置 他 |
| 紋別警察署 | 1 | | | 305,137 | 乗用自動車 |
| 計 | 15 | | | 1,474,581 | |
| 注 修繕費用には、当該部局における、1件、5万円以上の物品の損傷のほか、1件、5千円以上の損傷に係る事項数及び金額を含む。 | | | | | |
| 【全損により廃棄した物品の残存価額の合計】 (単位：件、円) | | | | | |
| 部局名 | 事項数 | 金額 | 全損物品 | | |
| 警察本部 | 1 | 25,421 | 捜査用機材 | | |
| 注 全損により廃棄した物品については、残存価額を算定したものであり、支出を伴ったものではない。 | | | | | |

《指導事項》

| 修繕費用が5万円未満の支出があるもの 物品の損傷が発生し、修繕費用として、4部局で5件、12万6,745円の支出があった。 | | 経済部 オホーツク総合振興局 豊平警察署 釧路警察署 | 第3回 第1回 第1回 第1回 | | |
|--|-----|-------------------------------------|--------------------------|--------|-------------|
| (単位：件、円) | | | | | |
| 部局名 | 事項数 | | | 金額 | 損傷物品 |
| 経済部 | 1 | | | 35,640 | パーソナルコンピュータ |
| オホーツク総合振興局 | 1 | | | 18,270 | パーソナルコンピュータ |
| 豊平警察署 | 2 | | | 28,080 | 小型警ら車 他 |
| 釧路警察署 | 1 | 44,755 | 小型警ら車 | | |
| 計 | 5 | 126,745 | | | |

(3) 物品の亡失

| | | | |
|--------------------------------|--|------------------|-----|
| 《指摘事項》 | | | |
| ア | 工事発生材の亡失により、1件、28万円相当の損失があった。 | 胆振総合振興局 | 第3回 |
| イ | 障がい当事者等の個人情報が入った外付けハードディスクの亡失があった。 | 保健福祉部 | 第3回 |
| ウ | プリペイドカードの亡失により、1件、1,190円相当の損失があった。 | 総合政策部 | 第3回 |
| 8 その他是正又は改善を求めたもの | | | |
| (1) 経営に係る事業の管理について是正又は改善を求めたもの | | | |
| 《指摘事項》 | | | |
| | 北海道競馬の経営は、北海道競馬推進プランに基づいて、インターネット発売の拡大、日本中央競馬会との相互発売、ミニ場外発売所の全道展開などに努めた結果、収支差額が4億549万円となり、2年連続で、単年度収支の黒字化を達成したところであるが、累計の借入金242億4,375万円と依然として多額となっていることから、引き続き経営改善を図る必要がある。 | 農政部 | 第3回 |
| (2) 見積り単価査定率について検討を求めたもの | | | |
| 《検討事項》 | | | |
| | 交通管制センター改修工事において、機器類及び設置調整費の積算に当たり、見積りを徴し、これに一定の査定率を乗じて単価を策定していたが、その査定率の根拠が明確でなかった。 警察本部が平成23年度に制定した設計単価の策定要領において、交通管制センター等の特殊な機器類等の見積りによる単価策定については、見積り工事費が最も安価となった見積り事業者の単価に査定率90%を乗じた値を設計単価とすることとし、査定率はその後根拠が明確でないまま使用されており、他の方面本部でも同様の事例が見られることから、類似工事の実勢取引事例を検証するなど、その根拠を明確にするよう検討を行う必要がある。 | 警察本部 (釧路方面本部) | 第1回 |
| (3) 支給品の取扱いについて検討を求めたもの | | | |
| 《検討事項》 | | | |
| | 農業水利施設工事において、排水機場の老朽化に伴う機器更新に当たり、前年度に工場で作成し、その製作した工場で一時的に保管しているポンプ及びエンジン等を支給品として計上しているが、支給品の保管場所が積算上の輸送起算点と異なっており、この間の輸送方法や輸送費を誰が負担するかなどが明確になっていなかった。 支給品の保管場所が積算上の輸送起算点と異なっている場合にあっては、この間の輸送に係る関係者間の役割分担を明確にするため、特記仕様書で施工条件を明示する必要があるが、農政部では、これに関する定めがないことから、取扱いについて検討する必要がある。 | 農政部 (空知総合振興局) | 第3回 |

【第4 公営企業会計に係る定期監査結果】

| 監査結果の項目別区分 | 部局名 | 報告回数 | |
|------------------------------|--|-------|-----|
| 2 不適切な会計処理を行っていたもの | | | |
| 《指摘事項》 | | | |
| | 物品購入代金等の支出について、書面により支払の時期を明らかにしないときは、相手方が支払請求をした日から15日以内に支払しなければならないが、この期限までに支払を行っているものとするために、事実と異なる收受年月日を押印しているものが、38件、2,115万8,683円あった。 | 江差病院 | 第3回 |
| 3 経営に係る事業の管理について是正又は改善を求めたもの | | | |
| 《指摘事項》 | | | |
| (1) | 病院事業の経営については、当年度の純損失が2億2,282万165円となっており、累積欠損金が地方公営企業会計制度の改正により圧縮されたものの521億8,767万513円と依然として多額となるなど、極めて厳しい経営状況にあるため、引き続き経営の改善を図る必要がある。 | 保健福祉部 | 第3回 |
| (2) | 工業用水道事業の経営については、当年度の純利益が1億2,637万8,778円と4年連続の黒字決算となったところであるが、累積欠損金は157億3,660万130円となお多額となっているなど、厳しい経営状況にあるため、平成27年度からの新たな経営健全化計画の数値目標にある、経常収支比率の確保等に向けて、引き続き経営の改善を図る必要がある。 | 企業局 | 第3回 |
| 4 法規性の視点から是正又は改善を求めたもの | | | |
| (1) 支出に係る事項 | | | |
| ア 旅費 | | | |
| 《指導事項》 | | | |
| | 赴任旅費の支給において、水路50キロメートル未満の旅行の場合における日当の額は、1日当たりの定額の2分の1に相当する額としなければならないが、赴任の際扶養親族を移転しない場合の移転料に加算する離島地域の加算額は、定額の2分の1に相当する額としなければならないが、これらの調整を行わなかったことから、過払いとなっているものが、1件、1万4,600円あった。 また、赴任に伴う旅行で自動車を使用する場合の車賃の額は、自動車を使用しない場合に支給することとなる鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の合計額を限度としなければならないが、これを超える額を支給したため、過払いとなっているものが、1件、4,476円あった。 | 羽幌病院 | 第1回 |

| イ | 需用費 | | | | | | | | | | |
|---|--|---|--|-----|-------|-------|----------|---|----|--|--|
| | 《指導事項》 | | | | | | | | | | |
| | コピー用紙購入の単価契約に係る見積合わせの執行において、予定価格を超えた額で契約したため、購入代金を過大に支出しているものが、1件、7,502円あった。 | | 企業局 | 第3回 | | | | | | | |
| | ウ | 使用料及び賃借料 | | | | | | | | | |
| | | 《指導事項》 | | | | | | | | | |
| | | 使用料及び賃借料の支出において、消費税率改定に関する協議を適切に行わなかったことから、支出が遅延しているものが、10件、32万6,536円あった。 | | 企業局 | 第3回 | | | | | | |
| | | ウ | その他 | | | | | | | | |
| | | | 《指導事項》 | | | | | | | | |
| | | | (7) 患者給食業務委託契約において、業者から毎月提出される請求書について、一日の給食数の計算の誤りや、月間の集計表への転記誤りにより、実際の給食数とは異なる請求となっているにもかかわらず、請求内容を十分確認することなく支出したことにより、本来支出すべき額より過大に支出しているものが、4件、8,823円、過少に支出しているものが、3件、4,083円あった。 | | 北見病院 | 第1回 | | | | | |
| | | | (4) 白衣等の洗濯業務において、検査員がクリーニングの履行確認の検査を行ったときは、クリーニング発注記録票の所定欄に、実際に検査を行った検査員がその結果を表示することとされているが、検査当日に在勤していない検査員が、検査を行ったとしているものがあった。 また、臨床検査業務において、検査報告書による報告を受けたときは、指定された検査員が報告内容の検査を行わなければならないが、検査員に指定されていない者が、検査を行っているものがあった。 | | 羽幌病院 | 第1回 | | | | | |
| (2) 契約に係る事項 | | | | | | | | | | | |
| その他の契約 | | | | | | | | | | | |
| 《指導事項》 | | | | | | | | | | | |
| ア 物品購入に係る見積合わせの執行において、押印のない見積書は無効としなければならないが、これを有効なものとして契約を締結しているものが、1件、112万950円あった。 | | | 羽幌病院 | 第1回 | | | | | | | |
| イ 物品購入に係る見積合わせの執行において、記名のない見積書は無効としなければならないが、これを有効なものとして契約を締結しているものが、1件、33万480円あった。 | | | 企業局 | 第3回 | | | | | | | |
| ウ 在宅人工呼吸器賃貸借に係る単価契約において、機器名を特定して契約を締結しているが、契約している機器とは異なる機器を同一品であるとして、新たに単価契約を締結することなく借り上げ、賃借料を支出しているものが、1件、31万5,000円あった。 | | | 北見病院 | 第1回 | | | | | | | |
| エ 液化石油ガスの供給を受ける場合については、見積書を徴し、単価契約書を作成するなどの事務処理を行わなければならないが、これらを行わずに供給を受けているものが、1件、19万4,788円あった。 | | 江差病院 | 第3回 | | | | | | | | |
| (3) 財産に係る事項 | | | | | | | | | | | |
| 物品 | | | | | | | | | | | |
| 《指導事項》 | | | | | | | | | | | |
| 公用車の保守管理において、運行管理者は、法令等を遵守して定期点検整備を実施しなければならないが、これを実施していない公用車があった。 (対象期間：平成22年度～平成26年度) | | 企業局 | 第3回 | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>部 局 名</th> <th>自動車の種別等</th> <th>台 数</th> <th>回 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企 業 局</td> <td>自家用貨物自動車</td> <td>7</td> <td>29</td> </tr> </tbody> </table> | | 部 局 名 | 自動車の種別等 | 台 数 | 回 数 | 企 業 局 | 自家用貨物自動車 | 7 | 29 | | |
| 部 局 名 | 自動車の種別等 | 台 数 | 回 数 | | | | | | | | |
| 企 業 局 | 自家用貨物自動車 | 7 | 29 | | | | | | | | |
| 5 公用車による交通事故等が発生しているもの | | | | | | | | | | | |
| 公用車による交通事故 | | | | | | | | | | | |
| 《指導事項》 | | | | | | | | | | | |
| 公用車による交通事故が発生し、修繕費用として、1件、11万9,210円の支出があった。 (単位：件、円) | | 企業局 | 第3回 | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>部 局 名</th> <th>事項数</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企 業 局</td> <td>1</td> <td>119,210</td> </tr> </tbody> </table> | | 部 局 名 | 事項数 | 金 額 | 企 業 局 | 1 | 119,210 | | | | |
| 部 局 名 | 事項数 | 金 額 | | | | | | | | | |
| 企 業 局 | 1 | 119,210 | | | | | | | | | |